

島根史学会会報

第 63 号 2025. 8. 30

論文

地方史誌のなかの対外関係・渤海認識
——山陰と北陸——

大日方 克己

はじめに

七世紀末に成立した渤海は、七二七年から九一九年まで三四回、使節団を日本に派遣してきた（表1）。九二六年に契丹（遼）の攻撃により滅亡したが、契丹は東丹国を置いて渤海の故地を支配した。東丹国は、延長七年（九二九）に使節団を日本に派遣したが、日本側に拒絶され、以後は遣使することはなかった。

この頻繁な渤海使節団の派遣、日本側からの遣使、渡航（表2）は、多くの人、モノ、情報の移動を伴い、古代日本の政治、文化、社会に大きな影響を与えた。

日本・渤海間交流や渤海国自体の研究が本格化するの二十

論文

地方史誌のなかの対外関係・渤海認識 ——山陰と北陸——

大日方克己 …… 一頁

史料紹介

亀嵩牛馬市——旧亀嵩村役場文書群の調査から——

解題

板垣 貴志 …… 一七頁

書評

若槻真治著『海軍航空基地の形成と崩壊 横須賀から大社まで』

出原 恵三 …… 三九頁

世紀に入ってからである。特に、日露戦争期が大きな画期となり、帝国日本の満洲への拡大、国策としての満洲経営と深く結びついて進展した。そのことが、日本の渤海に対する歴史認識にも大きく影響し、日本に従属する存在と捉える見方、渤海から女真そして満洲へとつながる歴史観が、日本の満洲支配とかわって強調されていったともされている¹⁾。

その反省を踏まえ戦後日本の新しい渤海史研究がはじまった。韓国と中国の間では、渤海の歴史は韓国・朝鮮史の一部なのか、中国史の一部なのかという、現代国家のナショナルリズムと歴史認識のぶつかり合う場という現実がある²⁾。こうしたナショナルリズムを相対化する渤海の独自の歴史、日本古代国家の視点と

(表1) 渤海使一覧

No	来着または 来着報告年月日	大使	来 着 地	安置供給地	入京
(1)	神亀4(727)9.21	高仁義	蝦夷境		○
(2)	天平11(739)7.13	胥婁德	出羽国		○
(3)	天平勝宝4(752)9.24	慕施蒙	越後国佐渡嶋		○
(4)	天平宝字2(758)9.18	楊承慶	越前国	越前国	○
(5)	天平宝字3(759)10.18	高南申	対馬嶋		○
(6)	天平宝字6(762)10.1	王新福	越前国佐利翼津	越前国加賀郡	○
(7)	宝亀2(771)6.27	壺万福	出羽国野代湊	常陸国	○
(8)	宝亀4(773)6.12	烏須弗	能登国		×
(9)	宝亀7(776)12.22	史都蒙	越前国加賀・江沼郡	越前国加賀郡	○
(10)	宝亀9(778)9.21	張仙寿	越前国三国湊		○
(11)	宝亀10(779)9.14	高洋弼	出羽国	出羽国	×
(12)	延暦5(786)9.18	李元泰	出羽国	越後国?	×?
(13)	延暦14(795)11.3	呂定琳	蝦夷地志理波村	越後国	○
(14)	延暦17(798)12.27(入京)	大昌泰	隠岐国		○
(15)	大同4(809)10.1	高南容			○
(16)	弘仁元(810)9.27	高南容			○
(17)	弘仁5(814)9.30	王孝廉	出雲国		○
(18)	弘仁9(818)?.	慕感德			×?
(19)	弘仁10(819)11.20	李承英			○
(20)	弘仁12(821)11.13	王文矩			○
(21)	弘仁14(823)11.22	高貞泰	加賀国	越前国?	×
(22)	天長2(825)12.3	高承祖	隠岐国	出雲国	○
(23)	天長4(827)12.29	王文矩	但馬国	但馬国	×
(24)	承和8(841)12.22	賀福延	長門国		○
(25)	嘉祥元(848)12.30	王文矩	能登国		○
(26)	貞観元(859)正.22	烏孝慎	能登国珠洲郡	加賀国	×
(27)	貞観3(861)正.20	李居正	隠岐国、出雲国島根郡	出雲国	×
(28)	貞観13(871)12.11	楊成規	加賀国		○
(29)	貞観18(876)12.26	楊中遠	出雲国	出雲国島根郡	×
(30)	元慶6(882)11.14	裴 遜	加賀国	加賀国	○
(31)	寛平4(892)正.8	王龜謀	出雲国		×
(32)	寛平6(894)12.29	裴 遜	伯耆国		○
(33)	延喜8(908)正.8	裴 璆	伯耆国		○
(34)	延喜19(919)11.18	裴 璆	若狹国→越前国	越前国松原駅館	○
(35)	延長7(929)12.23	裴 璆	丹後国竹野郡		×

- ・(1)(2)は来着時に大使らが死亡。生存者が入京
- ・○は入京、×は入京を認められず帰国
- ・加賀国が越前国から分離、立国するのは弘仁14年2月
- ・(35)は東丹国使

論理を相対化した日本・渤海関係史が明らかになりつつある³⁾。それは日本や中国との関係にとどまらず、東北アジア・環日本海・環黄海・東シナ海などを含めた可変的、複合的な地域的枠組みの中に位置づけていこうとするものでもある⁴⁾。日本海を

めぐる地域、環日本海地域は東部ユーラシア、東シナ海へと重層的、可変的に拡大、あるいは縮小していく歴史の舞台としての視点も提示することになる⁵⁾。

(表2) 遣渤海使等一覧

No	遣渤海使	同行渤海使 (表1 No)		出京または 出航年月日	出航地	帰着または 入京年月日	帰着地
		往路	復路				
①	引田虫麻呂	(1)		神亀5(728)6.5	越前か能登	天平2(730)8.29	越前国加賀郡?
②	大伴犬養	(2)		天平12(740)4.20		天平12(740)10.5	
③	小野田守		(4)	天平宝字2(758)2.10以後		天平宝字2(758)9.18	越前国?
④	内蔵全成 (迎入唐大使使高元度ら同行)	(4)	(5)	天平宝字3(759)2.16		天平宝字3(759)10.18	対馬島
⑤	陽侯玲瑯	(5)		天平宝字4(760)2.20		天平宝字4(760)11.11	
⑥	高麗大山		(6)	天平宝字6(762)春	能登国	天平宝字6(762)10.1	越前国加賀郡佐利翼津
⑦	なし (板振鎌束ら操船)	(6)		天平宝字7(763)2.20		天平宝字7(763)10.6	隠岐国
⑧	武生鳥守	(7)		宝亀3(772)9.21(失敗) 宝亀4(773)2以降(再)	能登国福良	宝亀4(773)10.13	
⑨	高麗殿嗣	(9)	(10)	宝亀8(777)5.23		宝亀9(778)9.21	越前国三国湊
⑩	大網広道	(10)		宝亀10(779)2.2		?	
⑪	なし (日本側船員のみ)	(12)		延暦6(787)2.19以後		?	
⑫	御長広岳	(13)		延暦15(796)5.17		延暦15(796)10.2	
⑬	内蔵賀茂麻呂		(14)	延暦17(798)5.19		延暦17(798)12.27	隠岐国智夫郡
⑭	滋野船代	(14)		延暦18(799)4.15		延暦18(799)9.20	
⑮	林東人	(15)		弘仁2(811)4.27		弘仁2(811)10.2	

そうした視点をふまえて、列島内地域における渤海交流に対する認識をみてみると、韓国やロシアを視野に入れた現代の環日本海交流の歴史的前提として語られることが少なくない。しかし同じく渤海使が多く来着した北陸と山陰では温度差が大きい。北陸に来着した渤海使の多くは入京して迎接され、また北陸は渤海への渡航地としても頻出する。石川県では渤海使の来着地や出航地が具体的に比定され、交流を推測させる遺跡、遺物も発見されている。福井県では近代日本海横断航路の発着地としての敦賀の位置が、渤海交流の結節点ともされた。こうして渤海との交流といえは北陸という認識が一般的になっている。

それに対して山陰地域の渤海への関心は低い。出雲に来着した渤海使は入京を認められず放還される事例が目立ち、重要性が低かったとみなされがちだったこともあるが、なにより山陰地域の関心は韓国・朝鮮半島に向いてきた。出雲では、『日本書紀』神代の高天原を追放されたスサノオが新羅を経て出雲国の簸の川上にある鳥上の峯に降り立ったという話、『出雲国風土記』「国引神話」の新羅の一部が引かれてきて杵築大社の鎮座する陸塊になったとする話などにみられる、新羅を視野に入れた神話的世界観の定着が大きかった。中世石見における朝鮮との関係の進展、近世の度重なる朝鮮人の漂着とそれへの対応、近代における漁業者の朝鮮近海進出、朝鮮航路の開通など、現実の朝鮮半島との関係も大きく意識されてきた⁶。

本稿ではそうした現代の認識の形成を、北陸―石川県(能登・加賀)・福井県(敦賀)と山陰―島根県(出雲・隠岐・石見)

の近世・近代の地方史誌類から探ってみた。

表1・表2に渤海使と遣渤海使の一覧を示した。本稿では個別事例について、この表の番号を使用する。また使用した史料の多くは国立国会図書館デジタルコレクション（デジコレと略す）に拠った。

一 近世加賀藩における渤海認識

― 富田景周の著作から

(1) 富田景周

近世においては、まず諸史料を根拠に編纂された史書『本朝通鑑』や『大日本史』が、国史などから渤海関係記事を採録している。雨森芳洲『朝鮮踐好沿革史』や小宮山昌秀『西州投化記』なども諸史料から渤海関係記事を採録するが、日本に朝貢した国、日本に「投化」した人々として記述され、来着した地域にはさほど関心は持たれていない。

そうしたなかで加賀藩士富田景周の著作が注目される。富田景周は延享三年（一七四六）生まれ、文政十一年（一八二八）に八十三歳で没している。『越登賀三州志』をはじめとした加賀・能登・越中の歴史や地理に関するものなど、著作は三百を越える。とくに『越登賀三州志』第一部「三州来因概覧」（寛政十一年（一七九九）自序）⁷、『異客来北考』（文化十二年（一八一五））⁸、『加能越三州地理志稿』（天保元年（一八三〇））⁹が地域の視点から渤海使来着をとりあげ、その後の諸書に大きな影響を与えた。

(2) 「三州来因概覧」

「三州来因概覧」は、越中、能登、加賀の古代以来の来歴を、諸史料を引用し、自説もおりまぜながら記述している。各国ごとに「郡郷来因」と「国守享歴」で構成されている。史料は六国史のほか『古事記』、『類聚国史』、『日本紀略』、『延喜式』、『三代格』、『万葉集』、『菅家文章』など、また『日本逸史』、後撰本『日本後紀』¹⁰、『本朝通鑑』、『大日本史』など後世の編纂物に依拠したと思われる引用もみられる。

まず巻二「越中国守享歴」のなかで、大同四年（八〇九）の渤海使高南容¹⁵一行から脱走した高多仏を越中国に安置した記事（『日本紀略』弘仁元年（八一〇）五月丙寅（二十七日）条）をあげる。

巻三「能登国郡郷来因」では、「能登は古への越洲中の一郡の名にて蕞爾たる頻海の国也、其表纔に七里（自宇出津至輪島）以内に止れども瀛中へ延出すること二十七里強なり（略）其方角は渤海国の迤南に方ると云（安積寛曰、渤海之南海、即我邦之北海、故唐書渤海伝、言南海之昆布、（略）」と、安積澹泊の説を引用しながら、能登国が渤海と相対する位置にあることを述べる。

巻四「能登国守享歴」では、渤海經由で渡唐した高元度⁴が天平宝字三年（七五九）（天平宝字四年の誤）に能登守に任じられたこと、送渤海客使武生島守ら⁸（7が宝龜三年（七七二）に出航後に遭難、漂着して福良津に安置されたこと、承和十五年（嘉祥元年、八四八）の王文矩²³、貞観元年（八五九）の鳥孝慎²⁶などの来着のこと、福良の泊山が元慶七年（八八三）に

渤海使船建造のために伐木が禁止されたことを、それぞれの国司の事績のなかで記述する。

対応する国司の任期のずれ、年紀の誤りなど不適切な部分はあるが、歴代の国守を軸にした能登国の歴史の中に渤海使の来着を位置づけようとした点は注目される。

加賀国の記述も同様である。巻五「加賀国郡郷来因」では、天平宝字六年（七六二）に越前国加賀郡に安置供給された王新福(6)、宝亀七年（七七六）に途中で遭難、溺死者多数を出しながら来着した史都蒙(9)、貞観十三年（八七一）に加賀国に来着した楊成規(28)、元慶六年（八八二）に加賀国に来着した裴廻(30)について記述する。

特に渤海使の着岸地は黒津船で、その地名は異国の黒船入津の地に由来する、宮腰町に唐人屋があるのは古の遺制ではないか、石川郡鷺森（さきもり）村は防人（さきもり）の遺名で、黒船来寇への防備を兼ねていたのではないか、などと述べる。歴史的にはおかしな記述だが、渤海使の来着地を地域の由緒のなかに位置づけようとしていたことがわかる。

巻六「加賀国守享歴」では、弘仁十四年（八二三）に越前国を分割して加賀国が成立したときの加賀守について、その年に来着した渤海使(2)に関する記事から、越前守紀末成が兼ねていたことを指摘する。貞観元年（八五九）の鳥孝慎(26)に対して、島田忠臣が仮の加賀権大掾に任じられ応対したこと、元慶六年（八八二）の裴廻(30)に対して加賀権守菅原道真を仮の治部大輔として応対させたことなどを、『菅家文草』を用いて記述している。

（3）『加能越三州地理志稿』

「三州来因概覽」を發展させた地誌が『加能越三州地理志稿』である。加賀、能登、越中各国ごとに、設置沿革・疆域・路程・形勝・風俗・城池・宮室・公署・街巷・祥異・名官・蕃客・辺要・租税・調庸・貢期・課口の各項を設定して記述するが、祥異以下はほぼ国史・延喜式・公卿補任等からの抜粋で、若干の中世・近世の事例を付け加えるにとどまっている。

そのうちの「蕃客」の項で渤海使来着記事を抜粋している。加賀国では(2)(26)(28)(30)、能登国では(8)(25)(26)、渤海使船造船材確保のための福良泊山の伐木禁止、漂着船や新羅琴漂着の記事も採録している。越中国でも、前述の高大仏の事例を採録している¹²。

さらに渤海使の来着地や出航地の比定を深めている。加賀国の着岸地を大野川河口の大野湊、あるいはその近傍の黒津船とする説に対して、手取川河口の比楽湊だと主張する。

なお、現在は発掘調査された遺構や遺物の状況から、八世紀には犀川河口付近に加賀郡津が置かれ、九世紀の加賀立国後は大野川河口付近が加賀国津として整備され、渤海使はこれらの地域に来着、安置されたという説が有力である¹³。遺構はどちらも犀川河口と大野川河口の間になり、大野湊とも重なる一連の地域になる。

（4）『異客来北考』

『異客来北考』は、「六国史中韓人并渤海客等来着我越登賀三国考」という内題が附された本文と附録「贈大相国菅公与渤

海国客使贈酬詩并赴越州詩」で構成されている。

本文は、渤海使や新羅など異国人の加賀・能登・越中への来着記録を六国史や類聚国史から抜粋したもので、頭注では字句の異同も示されている。取り上げられている渤海使は、能登・加賀に来着、安置されたか、そこから帰国したことが明確な(6)(8)(9)(15)(21)(22)(25)(26)(28)(30)、日本からの送渤海使^⑧、ほぼすべての史料が抜粋されている。

「附録」は『菅家文草』から抜粋された菅原道真の詩文で、採録順に示すと、寛平六年(八九四)の裴廻^③への詩七首(巻五419～425)、元慶七年(八八三)の裴廻^③への詩(巻二104～112)、元慶七年に加賀権守に任じられた時の詩(巻二100)¹⁴、元慶八年加賀権守在任中の詩だとする「秋日山行二十韻」(巻一75)・「海上月夜」(巻一76)¹⁵、元慶七年の裴廻^③と贈答した詩集の序「鴻臚贈答詩序」(巻七555)、貞観十三年(八七一)の楊成規^②に託された「答渤海王勅書」(巻八569)および大使楊成規に賜与される「賜渤海入覲使告身勅書」(巻八570)(数字は日本古典文学大系『菅家文草』の番号)となっている。

能登・加賀に直接関係なくとも、菅原道真の渤海使関係だと景周が判断した詩文をすべて抜粋している。そして最後に道真の加賀権守在任時期が元慶七年(八八三)四月から仁和二年(八八六)正月までの三年余だと考証している。

このように渤海使の加賀・能登来着と対応が加賀権守菅原道真へとつながっていく。ここに『異客来北考』のもう一つの特徴がみえてくる。加賀藩前田家は菅原道真の後裔しを称している¹⁶。その道真の顕彰である。景周は同時期の文化十年(一八

一三)に『菅公正伝』(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)

を著している。野見宿禰から菅原古人・清公・是善・道真に至る伝記と道真讃から成っている。景周の渤海使来着への関心は藩主前田家の先祖としての菅原道真と結びついていたといえよう。

石川県立図書館所蔵本・小著集所収本には末尾に、景周が渤海国について考証した「渤海国考」が附されている。それはまず田中知顕家蔵の「渤海考」の説を引用する。渤海国は高麗の旧号であり、高麗は馬韓と言った。百濟・高麗が唐に亡ぼされて渤海国となった。聖武天皇の神亀四年(七二七)から皇国に朝貢するようになった。その後契丹に滅ぼされた。王建が三韓を併せて高麗となった。高麗は明の洪武二十五年(一三九二)に執柄李に国を奪われて朝鮮となったと、高句麗から李氏朝鮮までの変遷を記す。景周は朝貢についてはよいが、渤海の始まりについての記述はおかしいとし、『新五代史』巻七十四・四夷附録第三(渤海)から渤海と靺鞨、黒水靺鞨との関係を述べ、渤海国伝や朝貢については『大日本史』に記述があること、能登国から渤海国までは戌亥の方角に三百五十里ほどだと述べている。

田中知顕は加賀藩士の国学者・神道家で明和八年(一七七二)没¹⁷。景周に先行して渤海に関心をもつ学者が加賀藩にいたことがわかるが、その理解の程度が垣間見える。

なお、後述する森田平次はその著書『北海辺要考』(一八九四年脱稿浄書)のなかで、『異客来北考』は未見だと記している¹⁸。『異客来北考』は、一九三八年に『景周先生小著集』に収録、出版されるまではほとんど知られていなかったようである。

二 北陸各県の地方史誌にみえる渤海

(1) 石川県の地方史誌

幕末・明治期には金沢の郷土史家森田平次が『北海辺要考』全五冊(石川県立図書館所蔵)を著している。秩内側に記された識語によれば、安政五年(一八五八)秋から始めて明治二十七年(一八九四)三月に脱稿、浄書したという。北陸を中心としつつも、辺要としての日本海縁海地域全体の対外関係について、各種史料を引用して古代から中世、近世、幕末期の異国船来航まで考証している。特に古代では渤海との関係を大きく取り上げる。渤海使は出羽・山陰来着を含めて表1のほぼすべてを網羅しており、発着地については、加賀国大野湊、能登国福良津など具体的に考証を深めている。個々の考証については、俗説や富田景周ら先行考証への批判がみえる一方で、史料の見落しによる誤解のほか、史料解釈、伝承の扱いの一部にも問題は少なくない。しかし地域の視点から渤海使の来着や対応をとらえようとした点、個別事例の史料をはじめてほぼ網羅して提示している点に特色を見出すことができる。

この『北海辺要考』は、秩内側に「禁他出」と書き込まれ、出版はされていないようである。しかし次に取り上げる和田文次郎らの地方史誌類に断片的に引用されて知られるようになっていく。

日露戦争期前後から昭和初期にかけて、その和田文次郎や日置謙らによって多数の地方史誌の編纂が精力的に進められた。それらの中で、加賀・能登が渤海使らの来着、出航地であり、その場がさらに具体的に比定されるようになってきた。地名辞

典等の記載もあり、北陸が渤海との日本海交流の主要な場とする認識が定着していったといえる。

和田文次郎はまず一九〇二年の『石川郡誌』で、近世以来指摘されてきた大野湊こそ渤海使が来着した地だとし、町内に韓土塚(ガンド塚)址があつて「宝亀七年渤海の献可大夫等百八十余人来朝し海上颶に逢ひ生きて上陸する者僅に四十余人乃ち死者の為に沙丘に塚を築きて祀れるなり」と、また日吉神社については「宝亀七年渤海の人漂流してこの地に着し宝珠三顆剣一口を納めたり」と記している¹⁹⁾。

これは宝亀七年(七七六)の渤海使史都蒙一行(9)のことを指している。着岸前に遭難し、一二〇人が死亡、生存者四六人が越前国加賀郡に安置供給され(『続日本紀』同年十二月乙巳(二十三日)条・同八年二月壬寅(二十日)条)、その後三十人の遺体が江沼・加賀郡に漂着し埋葬された(『続日本紀』宝亀九年四月丙午(三十日)条)。この記事から「ガンド塚」や日吉神社の伝承が成立したのであろう。

和田文次郎はその後石川県内各地の地方史誌で渤海来航地に関する記述を続けていく。一九〇九年の『加賀河北志』では、『北海辺要考』を引用して渤海船入港地を黒津船浦とする説や、前述の史都蒙一行の溺死者の埋葬地が高麗野で、寛政のころ朽腐した古刀が発掘され、噴石も多いという話も記している²⁰⁾。

石川郡誌はその後二回編纂されている。一九一一年の『石川郡誌』では、犀川河口の上金石港(宮腰港)が渤海船舶出入りの地だったとする²¹⁾。また「渤海使着岸地」の項目を設け、貞観十三年(八七一)加賀国来着の渤海使楊成規²⁸⁾への対応を記

し、着岸地を比樂湊、大野湊、河北郡黒津船とする説のあることを紹介している。

一九二七年の角田三郎編『石川県石川郡誌』²²ではこれらを継承して、楊成規の着岸地を比樂湊としつとも(二八頁)、金石港も渤海使来着地だが、当時の港跡は浸食されて残っていないとし(三四頁)、大野港が渤海使来着地だとする一九一一年の『石川郡誌』を引用する(三四～三五頁)。「沿革」では天平宝字六年(七六二)・宝龜七年(七七六)来着渤海使(6)(9)のことを述べ、石川郡の歴史の中に渤海使来着を位置づける。大野町の日吉神社の項では、大野湊が渤海使着岸地であることや、宝龜七年の渤海使一行が遭難しながらも四六人が助かったのは日吉社祭神の加護であること、宝珠三顆剣一口を奉納した事、「ガンド塚」のことなどを述べる社記を引用している(五三八頁)。和田文次郎の『石川郡誌』の記述をより詳細にしている。さらに大野町の名蹟として「渤海客院」の項をはじめて設定し、加賀郡が渤海使来着地、安置供給地であることを述べ、大野湊が来着地で、客館が置かれ供給がなされたとする説をひく。ガンド塚の伝承も記述する(五五一～五五二頁)。なお越前国加賀郡は、加賀国設置時に加賀郡と石川郡に分割され、大野湊などは石川郡に所在する。

このように三次にわたる石川郡誌の編纂を通じて、加賀郡・石川郡の歴史のなかに渤海使来着が位置づけられ、来着地や渤海使にまつわる伝承・遺蹟も歴史的事実のごとく、地域のなかに整序されていく過程がみとれる。

現在は、第一章でも指摘したように、大野湊近辺の遺跡の発

掘調査で渤海使の痕跡とみられる遺物が発見され、渤海使がこの地域に来着し、安置供給された蓋然性が高いと考えられている²³。

和田文次郎は能登の地方史誌も記述している。一九〇九年の『羽咋郡誌』では「福浦」について、延暦二十三年(八〇四)の能登客院設置の命令²⁴や元慶七年(八八三)の渤海使船造船用材のための福良泊山伐木禁止などをあげ、北陸道諸国沿海は高麗・渤海使が海路来着する地域であり、その船津が福浦である、帰路の船をここで造るため伐木を禁じ、渤海使の宿所とするため能登客館を造ったのだが、その場所は不明だとしている。

さらに同様なことを記した『北海辺要考』、福浦村を渤海使船舶修造の場所とした吉田東吾『大日本地名辞書』、福良は渤海使の仮泊修造の湊であつて商船出入の津頭ではないとする堀井長左衛門『羽咋郡郷考』を引用する²⁵。

一九一〇年の『珠洲郡誌』でも、旧蹟として外舶来着地をあげ、能登は高麗・渤海の船人が来着する地だとし、ここでも『北海辺要考』を引用する²⁶。

一九一七年には日置謙による『石川県羽咋郡誌』が刊行される。福浦村の名蹟として福浦の項を設定し、能登客館設置や福良周辺の伐木禁止の記事、渤海使・遣渤海使発着地として記述している⑧(8)。さらに和田文次郎の郡誌と同様に、『北海辺要考』『大日本地名辞書』『羽咋郡郷考』『能登名跡志』を引用する²⁷。また名蹟・宮の森の項では猿田彦神社社地の槻と榎の古木を元慶七年(八八三)伐木禁令のころの残木だとしている。

このように能登でも、福良を中心に伝承を織り込んだ歴史化の

過程がみえる。

一九二七年に刊行された日置謙が中心になった『石川県史』では、第一編第五章第一節として「海外との交通」を設け、加賀・能登に到着、または関係する渤海使の状況を記述し、能登の発着地が福良、加賀では近世以来提唱されてきた黒津ではなく、大野湊であることを詳論している。加賀・能登と渤海との関係の戦前期における集大成ともいえる記述になっている²⁸。

また全国を対象とした地誌類でも、北陸と渤海の関係を記述することが多くなっていく。たとえば一九〇六年の山崎直方・佐藤伝蔵編『大日本地誌 卷五 北陸』では、北陸は古来韓国との交通が頻繁だったこと、奈良朝においても渤海使の来着が頻繁で、とくに能登に来ることが多かったので客館を設けたこと、平安朝においても渤海使の来着が続いたと記述している²⁹。

(2) 福井県の地方史誌

福井県域でまず渤海・日本海交流の場として認識されているのが敦賀である。『延喜式』雑式21に越前国松原客館を気比神宮司に検校させることが規定される。この松原客館が渤海使の接待のために敦賀に置かれたと考えられたことが、その認識に大きく影響している。その認識がどのように形成されてきたか近世後期から昭和初期の諸書からみてみよう。

まず近世後期、若狭・小浜藩出身の国学者伴信友が「霽景楼」という一文で、平安宮の国家的饗宴の場である豊楽院の霽景楼と同名の楼が松原客館にあり、その場所を櫛川の松原（気比の松原）とするなど³⁰、渤海使の来着地と松原客館址の考証を記

していた。この伴信友の考証が幕末から近代の松原客館の言説に継承されていく。

敦賀の本格的な地誌としては、嘉永三年（一八五〇）に成立した気比社神官石塚資元の『敦賀志』がある。「敦賀駅・松原駅・松原倉」「霽景楼」の項をおき、松原客館中の高樓が霽景楼と呼ばれ、眺望絶景の櫛川の松原あたりだろうとすることなどを伴信友説を継承して詳述する³¹。

一九〇二年には菊池幽芳『日本海周遊記』が、日本海周遊の出発点としての敦賀について、聖武天皇のとき渤海使のために松原駅に松原客館を置いたとし、古来三韓との交通の要所にあたるもので、貿易港としての由緒は長いと紹介する³²。敦賀を貿易拠点とする言説は、日露戦争期の朝鮮・満洲・ロシアへの意識と相まって中学校教科書にも記述され、一般化していく。

一九〇五年の横井時冬『中等教科 国史撮』では、奈良時代を扱う第八章「文学・宗教・美術工芸」において、神亀四年（七二七）の渤海使(1)以来日本との交流が始まり、越前の敦賀で貿易することとなったと記述している³³。

一九〇七年の小学校向指導書『歴史科教授法』でも、渤海使の出航地はウラジオストク辺、来着地が敦賀など日本海岸なので、授業では航路を示して日本海方面の航路がこの頃から開けたことに注意させよとしている³⁴。現在では発掘調査等により、ウラジオストク西方一〇〇kmほどのクラスキノ周辺が主要出航地の一つだったことが明らかにされつつある³⁵。

一般書でも敦賀が渤海との交流の地として記述されていく。一九一〇年の田山宗堯『世界写真帖』では敦賀港が取り上げら

れ、渤海使の客館が設けられ、近代ではウラジオストクを経てシベリア鉄道を通じて欧州諸国と交通する要港だと紹介される³⁶。

一九〇九年の『若越小誌』は第三章「国司時代前期」第四節「北門の国津」で、敦賀の渤海との交通の要地であることを記述する。北陸に漂着、来着した渤海使のために「松原客館霽景楼」を設置し、ここに天平宝字二年（七五八）楊承慶(4)、大同五年（弘仁元年、八一〇）の高多仏らも安置されたとする³⁷。

一九一一年の『福井県三方郡誌』でも、『扶桑略記』を引用して、延喜十九年（九一九）の渤海使裴璆(34)が若狭国丹生浦に漂着し、越前松原客館に移されたことを記述している³⁸。

一九一二年の敦賀新聞社編『敦賀』でも、これまでの各書の記述を承けて、聖武朝より来貢する渤海使は屢々北海諸国に漂着することが多いため、松原駅に松原客館を置いた。天平宝字二年（七五八）の渤海使(4)、大同五年（弘仁元年、八一〇）の渤海使の首領高多仏、延喜十九年（九一九）の渤海使(34)、さらには長徳元年（九九五）の宋人朱仁聡らもみな松原客館に置かれたとする³⁹。奈良時代から平安時代まで一貫して敦賀の松原客館が機能していたことを示唆させる記述になっている。

一九一五年の山本元編『敦賀郡誌』では、第二編第三章第四節「愛発関及通路」のなかで、当時の海陸交通の状況を想像させるものとして、元慶七年（八八三）正月に渤海使(30)の入京に際して越前国など沿道諸国に対して官舎道橋整備や路辺の死骸埋葬を命じた事例をあげる。さらに第六節「渤海人・宋人の来朝」で、渤海使は越前以北佐渡・出羽等諸国に来着したことを

述べ、そのために敦賀に松原客館、また能登にも客院を置いたとする。設置年代は延暦二十三年（八〇四）の能登客館以降だが、館址とも不明とする。延喜十九年（九一九）渤海使(34)来着時の松原客館については『扶桑略記』『延喜式』などにより記述し、あわせて『扶桑略記』『朝野群載』『扶桑集』所収の大江匡衡の詩を史料として引用する。さらに『敦賀志』、伴信友の「霽景楼」を踏襲し、松原客館、松原駅について詳細に記述する。最後に「日本海外客来航漂着表」を附し、最初の高仁義から最後の裴璆および東丹古国使裴璆までほぼすべての渤海使の来着を記している⁴⁰。

また一九二〇年の『福井県史』第一冊では、三浦周行が「はしがき」で「中古越前が渤海交通の要衝に当り、松原客館の殷賑を極めたりしを以て、今の西伯利往來の盛況に思い及ぼし」と述べ、第一編第三章第三節「対外関係」において、分離以前の加賀まで含めた越前に来着、関係する渤海使について概説する⁴¹。

このように六・七世紀以来敦賀が高句麗、ついで渤海との交通の窓口で、松原客館がそのための施設として機能したという理解が形成されてきた。

近代の渤海認識で大きな転機となったのは、日露戦争と満洲問題であることは、「はじめに」で述べた。そのなかで敦賀は、一九〇二年に開設されたウラジオストクと結ぶ日本海横断航路の国際港としての展開をみせた。ロシア革命後は朝鮮北部や満洲を視野に入れるものになっていった。こうした近代の敦賀と日本海、大陸との交通の状況も、古代に遡らせた認識形成に大

きく影響したといえよう⁴²⁾。

三 島根県における対外関係認識と渤海認識

(1) 近世松江藩・藍川慎『茅山雜筆』

八世紀後半から九世紀にかけて渤海使の来着が六回(14)(17)(22)(29)(31)、渤海からの帰国船の漂着一回⑦が知られている出雲・隠岐ではどのように認識されていたのだろうか。

加賀藩と比較すると渤海に言及した著作はほとんどみえない。『雲陽誌』『出雲鋏』などの地誌類にも触れるところはない。わずかに藍川慎の『茅山雜筆』にいくつかの記述がみえるのみである。藍川慎は江戸定府の松江藩の医師で、松江藩が文政十一年(一八二八)に出版した雲州本『延喜式』の校訂者として知られる。医師としての本草・医葉書のほか、『雲州式社集説』『姓氏一覽』『和名抄考文』などの国学的編著も多数残し、塙保己一、屋代弘賢など江戸の学者ネットワークにもつながっていた⁴³⁾。

『茅山雜筆』は上・中・下三冊、文政十二年(一八二九)九月十二日付望月重熙書写本が残されている(島根大学附属図書館所蔵)。望月重熙も江戸定府の松江藩士であり、藍川慎所持の『出雲風土記抄』を書写するなど⁴⁴⁾、関係は深かった。

上冊は、表紙に出雲守・介・掾・目、国造、国史雜、延喜式、江次第と記されているように、前半は出雲国司(守、介、掾、目)、郡司(大少領、主帳、主政)、国造名と、それらの根拠史料を国史や出雲国風土記などから抜粋し、後半は国史や『大日本史』『延喜式』などから出雲国に関する記事を抜粋したもの

である。中冊は「雲人名簿」として中世から江戸初期の人物名に住所を附してイロハ順に並べたもので、下冊は「雲州名所和歌」として出雲各地を詠んだ和歌を『万葉集』から近世に至るまで集めたものである。一種の資料ノートといつてよい。

このうち上冊の出雲国に関する記事の中に、『日本三代実録』から貞観三年(八六一)の李居正²⁷⁾、貞観十八年(八八二)の楊中遠²⁹⁾の二件を抜粋している。渤海使の来着も出雲国の歴史の一つとしていたことがうかがえる。

しかし、それ以外の事例については取り上げていない。とくに『日本後紀』弘仁五年(八一四)十一月辛巳(九日)条の賊乱と蕃客を理由に出雲国の田租が免除された記事を採用しながら、その蕃客が渤海使王孝廉¹⁷⁾だと認識できていなかったらしく、採っていない。王孝廉と出雲国が関係することが明確な史料は『文華秀麗集』巻上贈答41の王孝廉の詩「従出雲州書情、寄両箇勅使」であるが、『文華秀麗集』を見ていなかった可能性がある。また天長二年(八二五)十二月に隠岐国に到着した渤海使高承祖²²⁾についても採っていない。六国史以後は、『大日本史』に依拠して史料収集をしているようで、寛平四年(八九三)の王龜謀の事例³¹⁾は『大日本史』には見えないため、認識できなかったと思われる。利用できた史料の限界と、渤海使の来着や交流自体にさほど強い関心を持っていなかったことによるだろう。

(2) 近代島根県地方史誌にみえる渤海認識

明治期に入っても渤海に関する記述はほとんどみえない。

わずかに一八八〇年に出版された星野文淑『出雲史略』に、貞観三年（八六一）の李居正一行⁴⁷、貞観十八年（八七六）の楊中遠一行⁴⁸の記述がみえるだけである⁴⁵。『茅山雜筆』と変わらない程度だった。

一八九四年に初版が発行された後藤蔵四郎・足立鉄太郎『小學校用島根県地誌史談』でも、朝鮮を含め海外との関係に触れる記述はないが、附図「大日本帝国及日本海図」では、境港・美保関付近から隠岐（西郷）を経てウラジオストクに至る破線が記されている⁴⁶。当時このような定期航路は存在しないはずだが、渤海故地と重なるロシア沿海地方との関係を視野に入れた図として注意される。

一九二三年の『島根県誌』では、隠岐島前の焼火神社の記述のなかで、遣渤海使内蔵賀茂麻呂¹³ ¹⁴が帰国時に針路を失ったが、遠くに見えた火光を頼りに隠岐国智夫郡に着くことができた、その火光は比奈麻治比売神の靈験であり、同様に商賈の輩が漂着したときに火光をあげて助けられることが数えきれないほどあるという『類聚国史』延暦十八年（七九九）五月丙辰（十三日）条の記事を引用して、航海者の信仰を集めていることを記している⁴⁷。

その隠岐では、一九二〇年の『西郷町誌』『飯山古墳』の項で、渤海使と関係づけようとする記述がある。飯ノ山の山腹で発見された洞穴群で、壁画、人骨、曲玉、管玉、刀剣、金環入水壺、酒壺、皿、酒器等が発見されていると記し、天長二年（八二五）と貞観三年（八六一）の渤海使の隠岐来着記事⁴⁸ ⁴⁹を引用して、「或は此徒らの古墳ならざるか」としている⁴⁸。

これは一九一八年に発見された古墳時代後期の飯ノ山横穴墓群のことで、珪藻土の採掘により破壊され、一九六〇年代後半までにほぼ消滅している⁴⁹。

石見においては、一九一六年の『那賀郡誌』第二編第一章第四節「国司時代」の「対外関係」のなかで、『日本三代実録』をもとに、貞観五年（八六三）の新羅人漂着、貞観八・九年（八六六・八六七）の新羅の「来寇」に備える防備、班幣、四天王像設置、さらに貞観十五・十六年（八七三・八七四）の渤海人崔宗佐一行五六人の石見国漂着を記している⁵⁰。

しかし一般的には出雲の対外関係の関心は、神話を前提とした新羅・朝鮮関係に集中し続けていた。たとえば久米邦武『裏日本』は、島根県師範学校における出雲の古代についての講演内容を記しているが、スサノオと新羅の関係の神話、新羅の一部も引いて来たという国引神話を強調し、当時盛んに展開された日鮮同祖論に基づいて、「国初にあつては倭と韓は一国であつた。此出雲より新羅を兼領せられ、因て此地は新羅と筑紫の交通の衝に当り、大陸に向つて盛んに発展せられた処である」、「人民の事業は依然と海外に向つて活動し、山陰海岸より尚盛んに朝鮮支那と交通し活動して居た」などと専ら新羅・朝鮮と山陰・出雲との関係を述べている⁵¹。

日露戦争期以降、日本・渤海関係史に注目が集まり始めており、前章でみたように石川県・福井県の地方史誌では渤海関係など日本海交流に関する記述も増えていた。それに対して島根県では結局、大正末期の野津左馬之助による『島根県史』まで待たなければならなかった。

一九二六年に刊行された『島根県史』五は「国司政治時代」として奈良時代、風土記と律令制度を中心にあつかう。その第五章第十節「外客交渉」として、弘仁五年（八一四）九月出雲国来着の王孝廉一行⁴⁷、貞観三年（八六一）に隠岐国から島根郡に到着した李居正一行⁴⁸、貞観十八年（八七六）に来着し島根郡に安置された楊中遠一行⁴⁹の三件を、『類聚国史』『日本三代実録』を引用して詳述している⁵²。

このうち王孝廉一行を出雲国に来着した渤海使であること、渤海使の来着地が千酌浦であることを、山陰地域の史誌類のなかでは初めて指摘した。『出雲国風土記』等によれば、出雲国府と隠岐を結ぶ官道は千酌駅から渡海するルートになっていた。渤海使が隠岐に来着して出雲国島根郡に安置されたことから、千酌駅が置かれた千酌浦こそ渤海使の来着地にふさわしいと考えたのであろう。現在でも渤海使の来着・安置地として千酌駅は有力な説である⁵³。

さらに『島根県史』では千酌村大字千酌の南方、馬見谷川東側の「垣内」を千酌駅家に比定している。これは一八八一年に編纂された『皇国地誌』『島根郡村誌』の千酌浦、古跡の項にみえる「千酌駅趾（風土記所載）浦ノ南方忠山ノ麓字馬見谷ニアリ今墾テ耕地トナル其区域分明ナラス」⁵⁴などをふまえながら、調査のうえ比定地を決定したものと考えられる。

同時期に編纂された『八束郡誌』でも千酌駅を「大字千酌字垣の内」とするが、それは野津左馬之助（天籟）によって提起されたものであることを、次のように山陰新聞の記事を引用して示している。

野津天籟の調査に 奈良時代には持田村にあった島根郡の郡家から隠岐への通路は、郡家から本庄村の北部へ出で、大字野原の弁慶森を経て、千酌の忠山の西方の峠を超え、馬見谷に出で、千酌湾領の垣内の駅へ達し、同駅から西北約二町、出畑の下から渡船に依て隠岐へ渡ったもので、出雲国庁より隠岐への行政上の連絡は、すべて此の交通線を経てなされたもので、今回の調査（大正十四年七月廿三日）に依て、其駅址を認めることができる。云々。（山陰新聞所載）⁵⁵

現在はその隣接する修理田遺跡周辺が千酌駅家として有力視されている⁵⁶。

ただし、千酌が異国とつながる地だという認識は十八世紀半ばころに編纂された地誌『出雲嶽』にみえる。『出雲嶽』島根郡・千酌駅家の項では「今俗千酌ノ東ノ辺郡テ而言ニ北浦ト一、併テニ於千酌及笠浦・瀬崎・野井・野浪等ヲ一以可レ為ニ千酌駅家ト一也、自レ此辺済ニ隠州崎村ニ一之海程可ニ二十八里ニ、為此駅隠州渡頭ノ一、蓋以テ置レ之乎」と、『出雲風土記抄』の千酌駅家の記事を引用し、続けて「自レ此異国三韓へ渡レリ、持統紀二三年壬戌出雲国司二詔テ風浪ニ遭値蕃人ヲ上送云々」と、千酌から「異国三韓」へ渡ることができるとの認識を示している⁵⁷。主として朝鮮半島を念頭に置いたものであろうが、日本列島外との交通の結節点として千酌駅家を考えていた点は注目される。

なお『八束郡誌』には国引き神話のほか新羅にかかわる記述は散見するが、渤海などの対外関係に関してはみられない。

おわりに

古代の渤海との日本海交流の場としては北陸中心のイメージが大きい。実際には九〜十世紀には山陰への来着も多いのにもかかわらず。山陰・出雲はほとんど注目されない。そのような認識の形成を近世の加賀藩、松江藩の状況から近代の地方史誌の記述、言説をたどることで考えてみた。それぞれの地域の歴史的条件、近代の朝鮮・満洲・ロシアと関わる日本海交通のあり様などに影響されてきたことがみえてくる。

本稿でたどった近代の地方史誌類に先行して一九〇〇〜〇七年にかけて初版が刊行された吉田東吾『大日本地名辞書』の影響もまた看過できない。越前国敦賀で(4)(17)、加賀国概要で①⑥(6)(9)(21)(30)、能登国福浦で⑧(30)、佐渡国概要で(3)、出羽国山本郡概要で(11)、山本郡能代で(11)(12)(13)と、北陸、出羽各地の地名・地域の歴史の中に、渤海使来着関係のこと、来着地のことなどを記述している。一方で、但馬、伯耆、隠岐、出雲という山陰地域には渤海使来着のことは記されていない。この地名辞書の記述の状況も、以後の郷土史、地域史のなかにおける渤海使の来着、渤海との交流の地としての認識に少なからぬ影響を与えたことは想像に難くない。

- 1 酒寄雅志「渤海史研究と近代日本」「唐碑亭」、すなわち「鴻臚井の碑」をめぐる「渤海と古代の日本」、校倉書房、二〇〇一年、初出一九九九年、古畑徹『渤海国とはなにか』、吉川弘文館、二〇一八年。
- 2 李成市「渤海史をめぐる民族と国家―国民国家の境界を越えて―」「闘争の場としての古代―東アジア史のゆくえ」、岩波書店、二〇一八年、初出一九九一年。
- 3 浜田久美子「渤海史研究のあゆみ」『歴史評論』六三四、二〇〇三年、など。
- 4 古畑徹、前掲注1書。
- 5 大日方克己『古代山陰と東アジア』、同成社、二〇二二年。
- 6 内藤正中編『図説島根県の歴史』、河出書房新社、一九九七年。
- 7 日置謙校『重訂越登賀三州志』、石川県図書館協会出版、一九三二年、デジコレ。
- 8 『景周先生小著集』、三〇一〜三一二頁、石川県図書館協会、一九三八年、デジコレ。底本は富田家旧蔵自筆本とされるが(四七六頁)、石川県立図書館所蔵本(写本、同館デジタルコレクション)と同一。また国立国会図書館所蔵文政八年(一八二五)書写本、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵『癡龍雜著』(明治中期)所収本がある。頭注の増減を除いて両者ほぼ同一で、ともに「渤海国考」がない。
- 9 『加能越三州地理志稿』、石川県図書館協会、一九三四年、デジコレ。同書の日置謙の解説によると、富田景周が著述を進め、その死後、津田鳳卿が補訂して文政十一年(天保元年)に成ったとされる(三〇七〜三〇九頁)。
- 10 後撰本(二十巻本)『日本後紀』は、『日本後紀』の欠失部分を『類聚国史』や『日本紀略』などから補ったもので、徳川義直の命により堀杏庵らが編集した。遠藤慶太「『日本後紀』の諸本と逸文」『平安勅撰史書研究』、五八頁、皇學館大学出

- 版部、二〇〇六年、初出二〇〇二年。
- 11 『日本後紀』延暦二十四年七月己丑（二十二日）条、『日本紀略』天長元年四月丙戌（七日）条が対応するが、『日本逸史』からの引用になっている。
- 12 『日本紀略』弘仁元年五月丙寅（二十七日）条が対応。
- 13 小嶋芳孝「古代大野湊の検討」「加賀における渤海使船来着地の検討」「古代環日本海地域の交流史」、同成社、二〇二三年。
- 14 頭書で「愚案、此詩、公元慶八年二月之作」とするが、『公卿補任』寛平五年条の菅原道真尻付によれば加賀權守に任じられたのは元慶七年正月十一日。
- 15 日本古典文学大系『菅家文章』の補注では敦賀の氣比神社に参詣したときの詩で、民部少輔としての公務もあり、渤海客使の来航する敦賀の津にも関心があったのだろうとする（六五三頁）。『福井県史 通史編 原始・古代』第七章第一節三「漢詩―酬唱文学―」（白崎昭一郎執筆）でも貞観十六年に民部少輔に任官し、その在任中に休暇をとって越前敦賀に旅行した時の詩としている（八二九頁、福井県、一九九三年）。
- 16 『寛永前田系図伝』（石川県立図書館デジタルコレクション）、『寛政重修諸家譜』第六編卷一一三一。菊池紳一「前田家のルーツ」「加賀前田家と尊経閣文庫―文化財を守り、伝えた人々」、勉誠出版、二〇一六年。
- 17 『石川県史』第三編第三章第五節「国学（下）」、三八一頁、石川県図書館協会、一九七四年、初版一九四〇年、デジコレ。
- 18 森田平次『北海道要考』（全五巻）、石川県立図書館所蔵、自筆本、第四卷六丁表。
- 19 和田文次郎『石川郡誌』、三七―三八頁、修盛館、一九〇二年、デジコレ。
- 20 和田文次郎『加賀河北志』中、三―四頁、二三―二四頁、北陸出版協会、一九〇九年、デジコレ。
- 21 『石川郡誌』上、一〇頁、石川教育協会、一九一一年。デジコレ。編纂主任和田文次郎。
- 22 『石川県石川郡誌』、石川県石川郡自治協会、一九二七年。
- 23 小嶋芳孝、前掲注13論文。
- 24 『日本後紀』延暦二十三年六月庚午（二十七日）条、『類聚国史』卷一九三延暦二十三年六月庚午（二十七日）条。
- 25 『羽咋郡誌』中、九―一頁、石川県羽咋郡役所、一九〇九年、デジコレ。
- 26 和田文次郎編『珠洲郡志』、中一―一二頁、珠洲郡私立教育会、一九一〇年、デジコレ。
- 27 日置謙編『石川県羽咋郡誌』、一〇〇三―一〇〇五頁、石川県羽咋郡役所、一九一七年、デジコレ。
- 28 『石川県史』第一編、石川県、一九二七年、デジコレ。
- 29 山崎直方・佐藤伝蔵編『大日本地誌 卷五 北陸』、二九八頁、三〇四―三〇五頁、博文館、一九〇六年、デジコレ。
- 30 伴信友「霽景楼」「比古婆衣」卷十四所収、『日本随筆全集』卷十八、国民図書、一九二九年。
- 31 『敦賀志』は、『敦賀市史 史料編五』（敦賀市、一九七九年）。「敦賀駅・松原駅・松原倉」「霽景楼」は七六九―七七三頁。
- 32 菊池幽芳『日本海周遊記』、二頁、春陽堂、一九〇三年、デジコレ。
- 33 横井時冬『中等教科 国史撮』、三四―三五頁、明治書院、一九〇五年、国立教育政策研究所教育図書館・近代教科書デジタルアーカイブ。
- 34 齋藤斐章『歴史科教授法』、一三三―一三四頁、一二六頁、同文館、一九〇八年、デジコレ。
- 35 たとえば清水信行・鈴木靖民編『渤海の古城と国際交流』（勉誠出版、二〇二二年）所収の諸論文など。
- 36 田山宗堯『世界写真帖』、二二一頁、ともゑ商会、一九一〇年、デジコレ。

- 37 『若越小誌』、七三〇七五頁、福井県、一九〇九年、デジコレ。
 38 『福井県三方郡誌』、三〇二〇三頁、福井県三方郡教育会、一九一一年、デジコレ。
 39 敦賀新聞社編『敦賀』、三〇頁、山上書店、一九一二年、デジコレ。
 40 『敦賀郡誌』、福井県敦賀郡役所、一四四〇一六八頁、一九一五年、デジコレ。
 41 福井県編『福井県史』第一冊、はしがき、五頁、二八三〇二八七頁、福井県、一九二〇年、デジコレ。
 42 史料上、越前国に到着・安置されたとする渤海使は、三国湊と明記される宝龜九年（七七八）の張仙寿⁽¹⁰⁾のみで、敦賀・松原駅館に安置された延喜十九年（九一九）の裴璆⁽³⁴⁾は若狭国に到着して敦賀に移されたものである。他はいずれも後の加賀国に相当する地域への到着である。また『延喜式』以外の史料に「松原客館」はみえない。「松原客館」は本来存在せず、駅のなかの宿泊施設でもある駅館（松原駅館）が利用され、延喜十九年を契機に松原駅館が松原客館に整備されたとみる説もある（鈴木靖民「敦賀・松原客館と東アジア交流」『古代日本の東アジア交流史』勉誠出版、二〇一六年、初出一九九四年、大日方克己「渤海からの到着地と京への道」、中野高行・柿沼亮介編『古代の渤海と日本』、高志書院、二〇二四年）。一方で北陸道に到着した渤海使が入京する際には敦賀を通過する。平安中期には敦賀が宋人との外交・交易の場の一つでもあった。また北陸、山陰から京への物資運漕ルート⁽¹⁾の結節点が敦賀・若狭だった。こうした点もふまえて、敦賀の位置づけの再検討が必要であろう。
- 44 大日方克己「雲州本延喜式と藍川慎・屋代弘賢・埴保己一」『日本歴史』七六二、二〇一一年、同「雲州本『延喜式』の校訂と藍川慎」『社会文化論集』一一、二〇一五年。
 大日方克己「出雲風土記抄の諸本―島根大学附属図書館所蔵
- 45 の桑原本・望月本・神田本を中心に―」『淞雲』一八、二〇一六年。
 46 星野文淑『出雲史略』、六丁表、七丁裏、川岡清助・園山喜右衛門、島根大学附属図書館デジタルアーカイブ。
 47 後藤蔵四郎・足立鍬太郎『小学校用島根県地誌史談』、川岡清助、一八九四年、国立教育政策研究所教育図書館・近代教科書デジタルアーカイブ。
 48 島根県教育会編『島根県誌』、六七一〇六七二頁、島根県教育会、一九二三年。
 49 大西音吉編『西郷町誌』、二〇六〇二〇八頁、西郷町役場、一九二一年、デジコレ。
 50 西郷町誌編さん委員会編『西郷町誌』上巻、一〇五〇一〇七頁、西郷町、一九七五年。
 51 『那賀郡誌』、八七〇八八頁、那賀郡共進会展覧会協賛会、一九一六年、デジコレ。
 52 久米邦武『裏日本』、一三一〇一四九頁、公民同盟出版部、一九一五年、デジコレ。
 53 島根県内務部島根県史編纂掛『島根県史』五、七八六〇七八九頁、島根県、一九二六年。
 54 大日方克己、前掲注42論文。
 55 『松江市史史料編9近現代I』、九四五頁、松江市、二〇一七年。
 56 奥原福市編『島根県八束郡誌』、八〇三頁、島根県八束郡自治協会、一九二六年。
 57 『松江市史史料編2考古資料』、五一〇頁、松江市、二〇一二年。
 『松江市史史料編5近世I』、松江市、二九九頁、二〇一一年。

史料紹介

亀嵩牛馬市 — 旧亀嵩村役場文書群の調査から — 解題

板垣 貴志

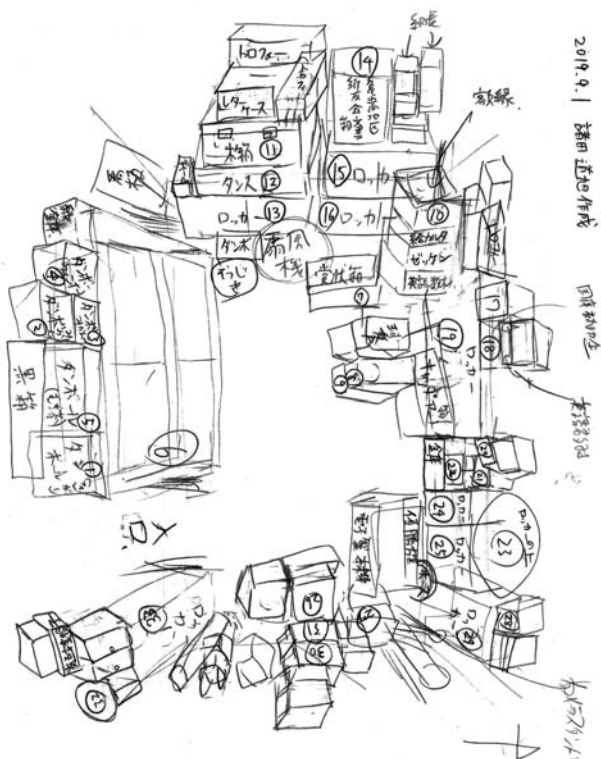
一 旧亀嵩村役場文書群の調査経緯

島根大学法文学部現代史学研究室では、夏期集中講義「古文書実習Ⅱ」を継続的に実施している。この実習の受講学生は、実践的な現状記録調査を体験することで史料調査の現場感覚を培うとともに、山陰地域の未整理史料の調査、公開に向けての基本的な手順を学んでいる。

コロナ禍を挟んだ二〇一九年度と二〇二一年度は、島根県奥出雲町の亀嵩公民館に残されていた旧亀嵩村役場文書群の調査



(写真1) 調査前の文書群の原秩序
(亀嵩公民館図書室奥倉庫)
2019年9月1日



(写真2) 全体スケッチ

を実施した。旧亀嵩村役場文書群は、亀嵩公民館図書室奥の倉庫に保管されていた。現状記録調査は、文書群の配架状況をスケッチしながら、デジタルカメラで撮影することから始まった。

2019.9.1 調査開始

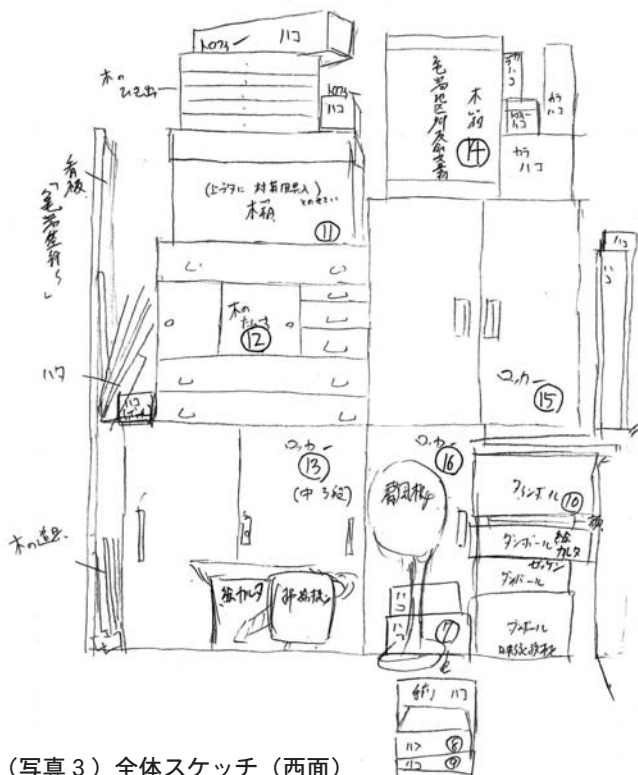
調査中

完了

奥の倉庫からは、三三カ所の文書群のかたまりが確認できた。その後は、かたまりごとに現状をカードに記録して取り上げていく。

二〇一九年度には、四日間の調査で一八箱の中性紙箱に移し替えて保存処置を完了し、一部の史料に関しては詳細目録を作成している。

出所13には、近世期の亀嵩町牛馬市に関する史料が一括して残されており、当該期の牛馬市運営に関わる極めて詳細な記録



(写真3) 全体スケッチ (西面)



(写真4) 現状記録調査の様子

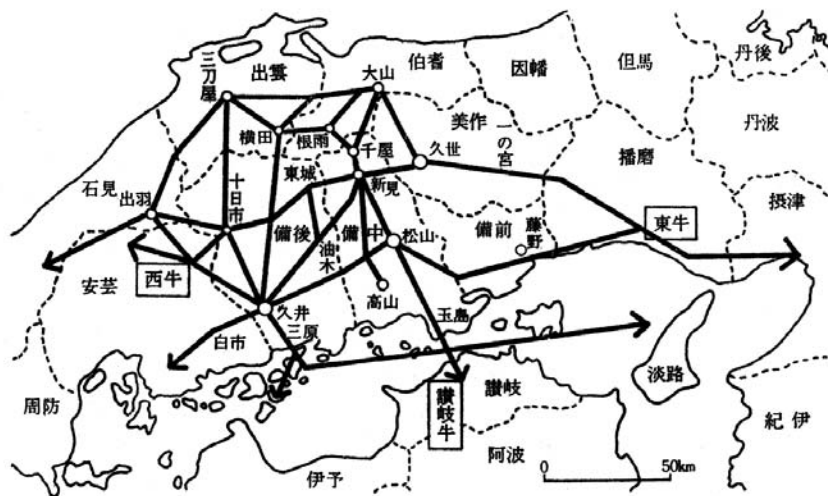


(写真5) 保存処置済みの資料群 2019年9月4日

類に、筆者は驚かされた。管見のかぎり近世期における詳細な牛馬市運営に関わる一次史料は確認したことがなく、当時の使役用牛の一大繁殖、育成地域で、和牛改良の先進地であった中国山地脊梁地帯の畜産の状況をうかがい知れる貴重な史料である。広くその存在を知ってもらう意義は大きい。

二 中国山地の牛馬市と流通網

牛馬は、古くから生産地と使役消費地との地域的分化が進行し、広域に及ぶ遠隔地取引があった。全国的調査資料の残る一八八〇年代には、両地域が明確に分化している。そのような使



〔出典〕中里亜夫・石田寛「中国山地和牛流通の一研究」（松岡久人編『内海地域社会の史的研究』マツノ書店、1978）297頁より。

（図1）中国地方の牛の流通経路

役用の牛は、とりわけ江戸時代以降の開発によって平野が広がり、人口も増えた畿内での需要が高まっていた。畿内の人びとは、隣接する中国山地で育てられた牛を求めるようになり、牛の商品化が飛躍的に進展した。それを象徴するように中国山地には、巨大牛市が集中している。上方に売られゆく牛は、登り牛（ノボリウシ）と呼ばれ重宝されたといわれる。

図1のように、伯耆の大山、備後の久井、石見の出羽を結ぶ中国山地の脊梁地帯に巨大牛馬市が林立し、東牛、西牛をはじめ四国にも牛が流通した。本稿で紹介する出雲国仁多郡の亀嵩牛馬市は、古くからの大規模な牛馬市と流通網のなかに天保期に再開設された小規模牛馬市という位置にある。

亀嵩牛馬市に関しては、これまで自治体誌で言及されるにとどまっていた。大正八年（一九一九）に発刊された『島根県仁多郡誌』（上野富太郎編、一九一九年）では、仁多郡内に設けられていた横田市場、亀嵩市場、三成市場、八川市場、阿井市場の由来がまとめられている。亀嵩市場は、文化年間よりはじまり明治維新の前まで開催されていたと記述されているが、根拠は明確ではない。その後、『横田町誌』（横田町誌編纂委員会編、一九六八年）での「牛馬市」の記述（二九〇―二九四頁）は高橋一郎氏が執筆しているが、『島根県仁多郡誌』を踏襲したかたちで、「文化年間（一八〇四―一八一四）より始まり、明治維新まで開設した」とする。なお、高橋一郎氏は、「仁多郡畜産小史」（『奥出雲』第一四八・一四九合併号、一九八七年）も発表しているが、亀嵩牛馬市に関する記述はない。

三 中国山地のバクロウ

中国山地における牛馬市とバクロウ（牛馬商／家畜商のこと
で博労、馬口勞、馬喰などと書かれる）¹の地域史研究上の意
義は大きい。内藤正中氏は、中国山地の和牛生産につき農業経
営および領主権力との関連という視角から網羅的に論じている
が²、たたら製鉄が盛んな中国山地では、和鉄や木炭などの運
搬に牛が使役され重要な農閑余業ともなった。また、筆者は、
中国山地におけるバクロウの存在意義が、たたら製鉄の衰退と
も関わりながら、牛生産への特化とともに大きくなっていく過
程を論じている³。

農耕が完全に機械化される以前の日本では、牛馬は最終商品
としての食用のみを目的として生産されていたわけではなかつ
た。明治期以降には「役肉用牛」の呼称があつたように、肉食
用ではなく、使役用に育成されていたのである。したがって、
生産段階から育成過程、使役過程、肥育過程を経て食肉消費に
いたる流通過程は、極めて複雑なものとなっており、その全過
程にバクロウが介在していた。家畜の流通は、バクロウの存在
なしには語れない。

また、中国山地のバクロウは、生産育成地域独自の性格もあつ
た。当該地域でのバクロウは、たんに牛馬の流通を担うにとど
まらず、とりわけ資本をもった大バクロウ（牛持のこと）は、
縄張り内の厩先（マヤサキ／得意先農家のこと）の家畜導入資
金源の拠出先ともなった。つまり金融業としての性格を色濃く
持つのである。このようなバクロウの資金は預け牛・預かり牛
のかたちで、農家の家畜購入となつて広範に投資され、資金を

持たない零細農であつても牛飼育を可能にしていた。地域社会
における経済的な影響力は無視できない。これらバクロウによ
る資金拠出は、一九三〇年代に整備されはじめる近代的な動産
信用にもとづく家畜保険などの農業共済制度が確立されるまで
大きな意味をもった。

四 亀高牛馬市関連史料の概要

牛馬市関連史料の含まれる出所13は、奥倉庫の西面の下部に
あつた三段ロッカーで、一段目の右上部に保管されていた。表
1に一覧したが、天保一二（一
九四一）年から嘉永四（一八五
一）年にかけて作成された総数
八点の文書（横帳一点、状七点）
が残されている。「備考」に記
したように、これらの文書は近
代に入ってから亀高村役場に移
管されていたもので、状七点は
連番が付されている。

手控帳（横帳）に関しては、
二冊の横帳を亀高村役場が一綴
して表紙を付けている。本稿で
は、この手控帳を翻刻して紹介
する。その内容を一覧にしたも
のが表2である。天保一一（一
九四〇）年から嘉永四（一八五



（写真6）出所13ロッカー東

一) 年にかけての二〇点の内容が筆写されており、当該期の牛馬市運営の詳細が判明する。

天保一一(一八四〇)年の「牛馬市御免願書写」では、「牛馬市いつ頃断絶候哉、慥成書類も無御座相訳不申上候」や、「当町之儀古来者牛馬市御免被為仰付繁栄仕候由、既小鞭先面判銀六匁宛今以年々亀嵩町小物成二詰上納仕候」の記述から、詳細は不明だが天保期以前に牛馬市が開設されていた様子がうかがえる。その時期は、記録が明確な「古手物類商い市」が開設された宝暦七(一七五七)年より以前ではないかと推察する。やはり自治体誌が指摘していた、亀嵩牛馬市が文化年間(一八〇四—一八一四)に開設されたという史料的な根拠は明確とはいえない。

翌天保一二(一八四一)年二月に牛馬市の再開設が許可されるが(「牛馬市御許容申渡書写」)、その後の各方面へ高札やちらしを用いた周知方法やその費用が詳細に記録されている。とくに注目できるのが、出雲国はもちろん伯耆国西部、備後国北部の広範囲にわたる各地のバクロウ(「馬口労」)への働きかけである。費用を書き上げた表³からも、牛馬市の許可が申し渡された翌月の三月二八日には、亀嵩町にバクロウを集めて酒や肴でもてなしている。翌四月には、頼状とともに酒切手の土産物を持参して各地バクロウを廻っている(「10馬口労人へ土産書状ちらし遣し候人別書上」)。これらのバクロウは、既先を多く持ち資本を有した各地の大バクロウと推察できる。亀嵩牛馬市成功の鍵を握るのは、広範囲から大バクロウたちを集めることができるかにかかっていたといえよう。

現状記録カード(取上用) No. 1/5

文書名	亀山村役場		文書	13
取上原則	上→下, 東→西		番号	
備考				
取上順序	番号	記事	写真	
東上り	1	古文書町中馬市御免一通 天保12	全景	
	2	牛馬市 御免願 七通 (袋)		
	3	徴集延期者名簿		
	4	模範自治村 M36		
	5	仁多町消防出初式 S54		
	6	特別会計 S30		
	7	告示控綴 S21.10		
	8	役場設計書		
	9	建築工事監督日記 S8		
	10	(兵事関係)		
11尺着	12	鉄穴水出入(袋)		
	13	養米代償願(袋)		
	14	猪枕村通塞願(袋)		
	15	通塞願(袋)		
	16	尊山出入書(袋)		
	17	高梁村鉄穴水(袋)		
	18	大正期役場諸文書未整理(袋)		
調査日	2019 年 9 月 2 日		記録者	土橋, 長谷川, 諸田

(写真8) 現状記録カード(取り上げ)

現状記録カード(スケッチ用) No. 1/1

文書名	文書	13
種類	ワカー	番号
材質	金属	
大きさ	40 × 88 × 87cm	
備考 (保管状況等)	金属扉(3部2枚)有	
記事		
調査日	2019年9月1日	記録者

(写真7) 現状記録カード(スケッチ)

(表1) 旧亀嵩村役場文書 牛馬市関連資料一覧

出所	表題	年代	作成(差出)	宛名	形態	数量	備考
1 13	亀嵩町牛馬市御免被仰付候一途(手控帳)	天保12 (1941)年 3月	目代定太郎		状	1	横帳2冊を 亀嵩村役場 が一綴
2 13	御願申上御事 (亀嵩町牛馬市年限 明二付往々御免願 下書)	弘化2 (1845)年	亀嵩町人別惣代与 三右衛門 [㊟] 、幾之助 [㊟] 、 其平 [㊟] 、与頭助 十 [㊟] 、年寄茂兵衛 [㊟] 、 目代長兵衛 [㊟]	下郡健四郎 与頭清左衛門	状	1	「七ノ内一」 の墨書あり
3 13	御願申上御事 (亀嵩町牛馬市年限 明二付往々御免願)	弘化2 (1845)年	町中人別惣代与三 右衛門 [㊟] 、幾之助 [㊟] 、 其平 [㊟] 、与頭助十 [㊟] 、 同清助 [㊟] 、年寄茂兵 衛 [㊟] 、目代長兵衛 [㊟]	下郡健四郎 与頭清左衛門	状	1	「七ノ内二」 の墨書あり
4 13	御願申上御事 (亀嵩町牛馬市年限 明二付往々御免願)	弘化3 (1846)年 3月	町中人別惣代与三 右衛門 [㊟] 、幾之助 [㊟] 、 其平 [㊟] 、与頭助十 [㊟] 、 同清助 [㊟] 、年寄茂兵 衛 [㊟] 、目代長兵衛 [㊟]	下郡健四郎 与頭清左衛門	状	1	「七ノ内三」 の墨書あり
5 13	〔書付〕(亀嵩町牛馬 市追年願御免書付)	弘化3 (1846)年 2月9日	国府久馬(花押)	下郡健四郎 与頭清左衛門	状	1	「七ノ内四」 の墨書あり
6 13	御願申上御事 (亀嵩町牛馬市年限 明二付往々御免願 町控)	嘉永4 (1851)年 2月	町中人別惣代長兵 衛、幾之助、其平、与 頭忠吉、同助十、年 寄茂兵衛、目代与右 衛門	下郡健四郎 与頭作兵衛	状	1	「七ノ内五」 の墨書あり
7 13	〔書付〕 (亀嵩町牛馬市追年 願御免書付 園山惣 七申渡書)	嘉永4 (1851)年 3月13日	与頭作兵衛	下郡健四郎 与頭作兵衛	状	1	「七ノ内六」 の墨書あり
8 13	吹聴(亀嵩町牛馬市 吹聴ちらし)				状	1	「七ノ内七」 の墨書あり

(表2) 手控帳「亀嵩町牛馬市御免被仰付候一途」の内容

亀嵩町牛馬市御免被仰付候一途 式冊之内壹

1	牛馬市御免願書写	天保11(1840)年
2	牛馬市御許容申渡書写	天保12(1841)年2月18日
3	諸郡高札建場郡役人衆への添状文言	3月26日
4	他郡高札立場書上	
5	郡内高札建場町役人への添状文言	4月7日
6	郡内高札建場書上	
7	高札様式・文言	丑3月
8	ちらし文言	丑3月
9	馬口労人へ頼状文言	4月9日
10	馬口労人へ土産書状ちらし遣し候人別書上	
11	ちらし配達先書上	
12	他国出牛馬御切手認方	
13	鞭先取扱方	
14	市中相場附文言	
15	牛馬代銭問屋より当分預り書文言	8月7日／10月8日
16	牛馬市市日変更願書写	天保13(1842)年3月
17	牛馬市年限満につき追願書控写	弘化3(1846)年
18	郡銀入戻しの文言につき	午(弘化3年／1846)正月17日
19	馬口労中へ頼状文言	5月24日
20	牛馬市御免申渡書	嘉永4(1851年3月9日／3月13日)

亀嵩町牛馬市御免被仰付候割諸入料帳 式冊之内式(表3)

(表3) 亀嵩町牛馬市御免被仰付候割諸入料帳

市一件被仰渡候節御泊代	銭(文)	
下郡健四郎殿与頭清左衛門殿	500	宿主市兵衛
せんへつ代	20	助十
	520	

方々高札拵入用

杉六歩板壺間三步	520	長兵衛
小式寸釘百九拾壺本	162	勝蔵
小竹	50	其平
高札認筆工	200	長兵衛
高札三枚拵賃	54	岩三郎
同三拾壺枚拵賃	558	長兵衛
右入用の内釘代	12	
此利	51	
	1,607	

三月廿八日助十方二而町役人頭分馬口労歩合

酒貳升	360	其平
豆腐五丁	60	彦十
肴	120	又市
宿寸志	100	助十
	640	

四月九日方々ちらし書状土産物入用

酒切手七拾斤	7,000	其平
水引貳束	220	勝蔵
中折壺束	450	其平
同壺束	450	勝蔵
豆腐	54	彦十
酒壺升五合	270	其平
酒切手貳斤	200	長兵衛
酒せんへつ代	40	助十
同寸志	10	幾之助
	8,694	

諸郡高札建飛脚入用

大東加茂木次三刀屋掛屋行五人役ちん 4月7日-11日	425
喰出立米一升	65
宿払四つ	680
小遣ひ	190
此利	184
	1,544
大津今市キヅキ平田小境庄原湯町行九人役ちん 4月12日-20日	765
喰出米米壺升	65
宿八泊り	1,350
小遣ひ	385
此利	346
	2,911

牛尾揖屋安来岡ノ庄行拾人ちん 5月2日-11日	850
喰出立米壺升	65
宿払九泊り	1,600
小遣ひ	488
此利	360
	3,363
	7,818

諸方馬口労中へ為吹聴相廻し候入用

清左衛門大東ゝ三刀屋行入用	1,000
此利	135
丈助郡内相廻り候入用	715
此利	86
	1,936
市一件世話二相成候二付心付として	
切手貳斤 木綿代として 丈助へ遣ス	2,000
切手壺斤 清左衛門へ遣ス	1,000
此利	315
酒切手代	300
	3,615
大東馬口労中之内務落有之為九郎為廻候逗留増心付宿払	150
三刀屋ゝ大東へ遣し候入用	1,286
此利	96
	1,532
	7,083

八月六日諸方馬口労中へ再書状遣し候入用

中折壺束	450	勝蔵
せんへつ三十	60	助十
豆腐拾丁	120	彦十
すし	150	惣七
酒貳升貳合	396	其平
	1,176	

(その他入用)

ちらし板行彫賃	350	佐太郎
市一件認物並高札三枚認筆工	150	久左衛門
右久左衛門賄代	70	長兵衛
市一件二付三成迄目代長兵衛出勤昼一賄代	70	長兵衛
葛布上下地壺反代 福嶋五郎八様勤	1,800	長兵衛
同袴地壺反代 ヤブリ豊八様勤	900	長兵衛
水干扮壺貫匁代 木村市助様赤城丈蔵様勤	900	長兵衛
右進物入用紙水引代	42	長兵衛
此利	4	
	4,286	
酒三斗九合 六月市之節馬口労中へ遣し候分	4,017	其平
牛馬市願松江飛脚賃	550	長兵衛
右利	124	
	4,691	
	8,977	
総計	36,515	

五 天保期における亀嵩牛馬市再開設の意義

なぜ天保期に亀嵩町は牛馬市の再開設を熱望したのであろうか。願書の文面では、町場の衰退が強調されており、確かに町場振興の側面もあったろう。それとともに、放牧をともなう仔牛の繁殖生産が重要産業となっていく時代状況が関係したと推察できるのである。

その様子がうかがえるのが、天保十三（一八四二）年三月に作成された「16牛馬市市日変更願書写」である。夏市の市日を前倒しして、炎天の時期を避けたいとの願書だが、亀嵩牛馬市には、前提として「近村を牽出し候牛馬」が多くあったことが注目できる。

然処夏市ハ半夏生方十五日下り之日方日数五日之間御免被仰付置候処、多分土用ニ相懸り絶炎天之砌二而、遠方を牽込候牛馬往来甚難渋いたし、馬口労とも罷出候儀も相厭之由、猶又近村を牽出し候牛馬二而も市中ニ繫候事故、日中杯ハ別而相凌兼候趣、売買いたし度牛馬も弱き分ハ得牽出不申、彼是牛馬入込兼候趣ニ御座候、右二付而ハ今少し日取前へ寄セ相立候ハ、市も繁栄可相成旨一統類も願出申上候

『島根県仁多郡誌』の「八川市場」の説明部分によれば、「此地方は春期の放牧を半夏生に閉鎖するの際牧場より直に牽入るの便あると又牛の価格を定めて所有者と飼養者との利分けの額を定むるの期なるを以て、其時期を選び此季に開催するの

を例」（三九三―三九四頁）としたという。半夏生は春期放牧の終りの時期で、貴重な収入源ともなった預け牛・預かり牛の利分けの時期でもあった。筆者は、仁多郡のような中国山地脊梁地帯には、周辺地域から多くの預け牛を受け入れて、使役用牛の多頭飼育が成り立っていたことを実証している⁴。天保期頃は、中国山地における牛の預託繁殖、育成が徐々に拡大していった時期と推察できる。近村からの牽出し牛の価格は極めて重要な関心事であったと思われ広域から大バクロウを参集させて、できるだけ公正で妥当な価格で牛を売却することが再開設された亀嵩牛馬市の重要な目的であったともいえよう。町場の振興に限らない周辺農村の生業も考慮された構想であったと考えられるのである。

このような構想は、明治期以降に生産地の産牛馬組合によって模索が続いた仔牛の強制競売制度の嚆矢と位置付けることもできよう。それは、産牛馬組合の経営する家畜市場に対し、積極的な奨励策をとり、組合員の生産した仔牛は必ず一度組合の市場へ出場する義務を課すものであった。組合地域内の家畜飼育者は強制加入であったから、仔牛を自動的に市場へ出場させることになる。仔牛を公開で集中して取引することで、妥当な価格形成が目指され、同時に、手数料収入による産牛馬組合の財政基盤強化も企図されていた。明治期以降、鳥取県の「犢駒賣買取締規則」（二九〇五年）は先駆的試みとして模範とされ、島根県（一九〇五年）、兵庫県（一九〇七年）、京都府（一九〇八年）、長崎県（一九〇九年）と漸次波及していった⁵。

旧亀嵩村役場文書群に含まれる天保期の牛馬市関連史料から

は、当該期の中国山地脊梁地域の牛馬市運営の詳細が明らかになるとともに、近代に入ってから整備される畜産振興策の萌芽が確認できる。また、規制のなくなった近代には、巨大牛馬市の周辺に小規模な牛馬市が多く整備されていくが、天保期における亀嵩牛馬市の再開設の事例は、その流れを史料的な根拠をもって語る重要なものである。

【謝辞】

奥出雲町での実習に際しては、奥出雲町教育委員会の宍戸俊悟氏に多大なるご助力をいただき、円滑な調査のために地元とのさまざまな調整に尽力いただいた。また、同僚の小林准士氏には、翻刻文の読み合わせに協力いただき近世史家の立場からの確なご指摘をいただいた。この場を借りて深くお礼申し上げたい。

3 拙著『牛と農村の近代史―家畜預託慣行の研究』（思文閣出版、二〇一三年）。

4 前掲拙著。

5 渡邊信一「我國に於ける牛の配給機構」（『経済學論集』第一〇巻第九号、第一〇号、一九四〇年）によれば、「犢駒賣買取締規則」は左記のような内容である。

①産牛馬組合は県の規則に準拠した犢駒の定期糶場を開設しなければならない。

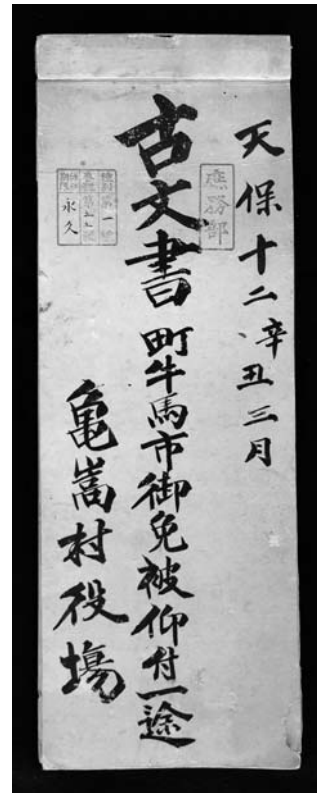
②県内産出の犢及駒は現に獣疫に罹っているものを除き、総て右の糶場に於いて糶売するか又は少なくともそこで評価を受けねばならない。

③糶場開設期日までに生後六〇日に達しないもの及び糶場開設以後に生まれたものは、次年の糶場に於いて糶売するか又は評価を受けねばならない。それ以前に右の犢駒を売却せんとするものは、産牛馬組合に届出で評価を受ける必要がある。

1 「牛馬商」の名称は、家畜商取締規則（一九四一年九月一日、農林省第六九号）交付以降「家畜商」となった。これは畜産業の発展により、家畜の範囲が牛馬以外に、豚、めん羊、山羊、鶏を含むものへと拡大したことによる。

2 内藤正中「中国山脈の和牛」地方史研究協議会編『日本産業史大系―中国四国篇―』、一九六〇年。

旧亀嵩村役場文書 出所 13



〔庶務部〕

〔種別第一種 番号第五五号 保存期限永久〕

天保十二年辛丑三月

古文書 町牛馬市御免被仰付一途

亀嵩村役場

天保十二年辛丑三月 式冊之内巻

亀嵩町牛馬市御免被仰付候一途

目代定太郎

1 牛馬市御免願書写

願書写

御願申上御事

仁多郡亀嵩町之儀者、郡内之片辺二而、旅人通行通り拔之荷物

乏敷、勿論中湯野久比須西湯野梅木原四ヶ村之外引受之郷内も無御座、至而不弁理二而、渡世難渋之所柄二御座候処、道法壺里斗相隔能義郡広瀬御領黒田村二金屋子神社有之、毎年十月初子ノ日祭礼二御座候処、同所西比田町二おゐて同日ノ日数十日位之間、古手物類商ひ市相立候二付、右初子之日ノ十日下り位方引続亀嵩町二而、日数十日之間右同類之市相立候処、八十四年以前宝暦七丑年御免被仰付、御国并他国他領之商人ども入相古手物挾持出し商ひいたし、当分二者余程繁昌仕町内之潤二相成一統難有仕合二奉存候処、無間も六十六年以前安永四未年方五十式年已前寛政元酉年迄十五年之間三度之火災二困窮仕、市も断絶可仕候処、不輕御恵ヲ以、度々御拝借米等被為仰付、小屋敷普請等仕、尚又数々御憐愍之御仕向乍恐市相続仕冥加至極難有仕合奉存候然処、三十六年已前方他国他領商人參入御差留被仰付候処、其後追々市不景氣二相成、商人共も如何計り罷出不申二付而八町内最寄宜敷場所計り二市相立人別潤之場不同御座候二付、二十年位以前方一統示合□□町内上ミ中力下モ与三段二市場取分ケ、隔年二相立候処、十三四年已前位方就中出店相減、隔年之市場も明キ店多く既二退転同様之成行二相成嘆ケ敷次第二奉存候、扱又当町之儀古来者牛馬市御免被為仰付繁栄仕候由、既小鞭先面判銀六匁宛今以年々亀嵩町△小物成二詰上納仕候、尤牛馬市いつ頃方断絶候哉、慥成書類も無御座相訳不申上候得共、前件之通初子市追々不景氣二付而八町内一統難渋罷在候二付、古来之通牛馬市御願申上度年来申合候得共、右初子市之儀並度々之火災彼是二付而者莫大之奉蒙御恵を候、夫故差扣罷在申上候処、二十三年以前より西比田町二牛馬市初

メ相応二市相立候趣之處、同所も火災ノ後中絶仕又々十三年以前方致再興毎年八月五日方迄余程賑々數相立、尚又初子市も同町之分者金屋子神社祭礼二付余程參詣人等も有之弥増繁榮仕、当町与八纒之道法相隔居候場所二御座候得ハ、自然与諸商ひ物等大二当町之衰二相成、當時之成行二而八逆も商ひ二而渡世出来候趣二ハ無御座、右二准シ以下人別者別而難渋二陥、町場之作法も相立かたく成行二為成、無余儀町内逼塞御願申上度奉存候得共、毎々何角与御愁訴申上候儀奉恐入差扣、十二三ヶ年以來一統申合内逼塞之心得二而万端取縮尚又去ル辰春方人別増稼申合仕、安き向々之品無怠増稼為致、毎月朔日二目代手前江取集メ御上納物並養米代等之多足二いたし遣し日暮シ之營仕候処、右様之業向而已二而者相統之筋も相立不申上趣二相見、甚以嘆ケ數奉存候右二付而者、何ぞ渡世之便り二相成候業向とも者無之哉与年来色々交仕候得共、極山中場狭之所柄、其上小第之もの計二而元手之方便も無御座、誠二以尽手段申上候折柄、葛布仕出候得ハ相応之利益も有之物之由、御内々御諭被下、一統競立尽分申合元いたし以下人別へ為拵見候得共、元来不馴之誤故引合不申其上不捌二付、以今壳残有之様之事二而大分償出来候央、去ル申年凶作二付而ハ小売米間損等差重り当町残高四百貳拾五貫文辻之借錢出来、彼是必至之難渋二陥尽手段罷在申上候、何卒相統之為、類外之御恵を以牛馬市御免被為仰付被下候様、町中一統奉願上候、尤当郡二而八横田町二年中三度牛馬市有之、其外大原郡大東加茂飯石郡三刀屋町杯二も牛馬市御座候得ハ、惣方差障二不相成様之日柄、尚又馬口勞順路相考へ、三月方九月迄毎月三日四日十三日十四日廿三日廿四日月三

度之市日御免被為仰付被下候ハ、市も相応二相立余程町中之益筋二相成、追々成立永統之場へ至リ可申上哉与奉存候、将又近村二而も牛馬之飼葉なと持出壳捌増稼出来候儀二御座候間、何卒御憐愍を以願之通被為仰付被下候様、幾重二も宜敷御願被仰上可為下候、以上

天保十一子 月

龜嵩町人別総代 幾之助

与三右衛門

其平

与親 忠藏

同 清助

年寄 茂兵衛

目代 定太郎

下郡 健四郎殿

与頭 清左衛門殿

右之通願出候処、無余儀訳二付、別紙演說書相添取次差上申候間、何卒願之通御許容被為仰付被下候様奉願候、以上

子 月

与頭 清左衛門

下郡 健四郎

高木権平様

△印之下へ付紙二メ、本文小鞭先面判銀六匁上御帳面二ハ龜嵩町二御座候得共、下夕二而取扱方ハ、右之銀高中湯野久比

須西湯野梅木原高田琴枕郡簾大内原塩原高柴上三所、十二ヶ村方取立、亀嵩町へ払出し同町二而上納仕候処、右十二ヶ村ハ亀嵩町近村二付、古来同町二牛馬市相立候節、牛馬飼葉なと持出売捌益筋之訳も御座候故、右様同町方之上納銀を十二ヶ村へ引受払出候様之仕来二相成候由二御座候

郡役人演説書写し

2 牛馬市御許容申渡書写

御許容御書附写

亀嵩町難洪二付、牛馬市御免被成遣度旨委曲願之趣申達候処、為御試当丑方来ル已迄五ヶ年之間被差免旨二候条、此段可申渡候、尤牛馬市被差免候二付、郡中之持牛馬相減候様之儀有之候ハ、早々可申出候、且又葛布養米間損等四百貫文余之借錢者、申出候通郡錢之利を以償可遣候、以上

高木権平

天保十二丑

二月十八日

下郡 健四郎殿

与頭 清左衛門殿

覚

一半夏生方十五日下り之日方日数五日之間
一八月廿日方同廿四日迄日数五日之間

一十月初子日方日数五日之間
右亀嵩町牛馬市為御試五ヶ年之間被差免候二付、先当年之処前書之通取究度、尤所二高札郡内ハ勿論他郡へハ其方共方示合相建度由、委曲願之趣申達候処、申出候通二而可然旨二候条、左様相心得可取計候、以上

三月十二日

高木権平

下郡 健四郎殿

与頭 清左衛門殿

3 諸郡高札建場郡役人衆への添状文言

諸郡高札建場郡役人衆御添状

一筆致啓上候、当郡亀嵩町江五八十三ヶ月牛馬市御免被仰付候二付、惣方為吹聴郡々二而旅人通行多之場所へ高札相立度旨願出候処、御聞届被仰付御高札為持進候間、其郡役村町江も為相立可被下奉願候、右為可得貴意如此二御座候、恐惶謹言

三月廿六日

与頭 清左衛門

下郡 健四郎

何郡

下郡 誰様

与頭

4 他郡高札立場書上

他郡高札立場

大東町 木次町 加茂町 三刀屋町 大津町 杵築町 今市町
 庄原町 平田町 湯町 掛合町 牛尾村 小境村 安来町 揖
 屋町 岡ノ庄町

7 高札様式・文言
 高札寸法

5 郡内高札建場町役人への添状文言

郡内高札建場町役人添状

一筆啓上仕候、暖和之節御座候得共、各様弥御堅勝被成御勤役
 珍重仕候儀奉存候、然者当町江年中三度之牛馬市御免被仰付候
 二付、惣方為吹聴旅人通行多之場所江高札相建度旨願出候処、
 御許容被仰付御高札為持進候間、其村町江も為相建可被下奉願
 候、此段私共方御願申進候様との儀二御座候、右御願為可得貴
 意如此御座候、恐惶謹言

四月七日

龜嵩町年寄茂兵衛（花押）

目代定太郎（花押）

目代様

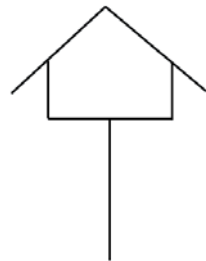
庄屋

年寄中様

6 郡内高札建場書上

郡内高札建場

佐白村八頭 馬馳村坂元 梅木原村反谷尻 横田町橋詰 下横
 田村古市 大呂村中帳 三成村橋詰 三沢町 北原村橋詰 上
 阿井町 下阿井村山根 大馬木村 久比須村御領分境 龜嵩町
 上下



中折形

同文言

吹聴

一半夏生十五日下り之日方日数五日之間

但当年八初日五月廿八日二相当し申候

一八月廿日方廿四日迄日数五日之間

一十月初子方五日之間

但当年初日八日二相当申候

右日限之通、牛馬市御免被仰付、当年方相立申候、以上

丑三月

仁多郡龜嵩町

当町之分右書

右日限之通、於当町二牛馬市御免被仰付、当年方相立申候、以
 上

丑三月

8 ちらし文言

ちらし

吹聴

一半夏生十五日下り之日を日数五日之間

但当年八初日五月廿八日二相当り申候

一八月廿日方廿四日迄日数五日之間

一十月初子方五日之間

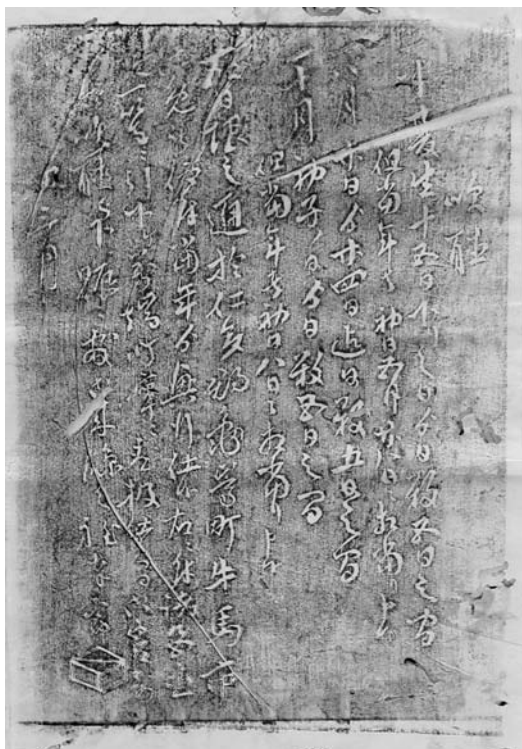
但当年初日八日二相当り申候

右日限之通、仁多郡龜嵩町牛馬市御免被仰付当年方興行仕候、

右二付諸色直段一等二引下ケ万端丁寧二取扱仕候間、御最寄御

吹聴被下賑々敷御來臨之程奉希

丑三月



9 馬口旁人へ頼状文言

方々馬口旁人江頼状文言

一筆啓上仕候、暖氣相成候得共、弥御堅勝被成御座珍重奉存候、

然ハ別紙之通、於龜嵩町年中三度牛馬市御免被仰付候間、賑々

舗御來光被下候様奉頼上候、当年八初市之儀何用作法も難相立、

猶又以後市日取其外万々取扱方任思召度奉存候間、乍御太儀被

仰合御議被下御相談被成下候様奉頼上候、右之段私共方厚ク御

挨拶申上呉候様町中を被相頼候間、以愚札如斯二御座候、以上

四月九日

龜嵩 丈助

清左衛門

当人

10 馬口旁人へ土産書状ちらし遣し候人別書上

馬口旁人江土産書状ちらし遣し候人別

一酒切手一斤宛

外書状ちらし

大原郡

飯石郡

箱瀬又五郎、塩田福右衛門、清田善藏、大東文三郎此式度

二切手二ツ遣ス、同傳六、同鉢屋茂左衛門、大東由三郎、同

徳太郎、同市三郎、同与次右衛門、同常右衛門、同善六、

同傳右衛門、同利八、同伊左衛門、西阿用林助、同林三郎、

宇谷己之助、寺領重四、寺領祐次、同茂助、木次源助、東

日登太吉、山方喜右衛門、三刀屋直七、殿河内政助、同柳助、牛尾小川内弥之七、木口^(出)屋源平

郡内

竹崎覚助、同惣兵衛、駒寄武藏、同次兵衛、原口友兵衛、下横田武四郎、同左右衛門、同定六、下横田清兵衛、八川中西屋、大馬木定右衛門、同新藏、同角三、小馬木廣市、同周兵衛、同金兵衛上、阿井与七、同定七、同吐取止メ、下阿井五右衛門止メ、三沢林四、槻屋清太、八川助右衛門、下三所定平、同定市、上三所佐平、三成町孫右衛門、同龜平、高田文兵衛、小八川友兵衛、高尾源助、横田町周兵衛、同千、同嘉右衛門、馬木幾松

他領

田原斧右衛門、西比田嘉平、同利十、同房吉、同忠右衛門、東比田斧右衛門、同柳兵衛、同文太

書状 ちらし

下久野藤助、木次町 忠七、神代利藏、柳田才兵衛、上ノ郷寛太、同龜之助、同文次、大津九兵衛、乃木長兵衛、大津ゆゝげん屋、学頭沢次、同太左衛門、稗原善藏、大庭宮次、同岩太郎、岩坂武右衛門、同幾松、大庭栄藏、陰部由助、大谷清五郎

能義郡

西谷祐五郎、東比田六左衛門、同平助、宇波宗兵衛、吉田元右衛門、同七助、同友藏、同定兵衛、岡庄龜藏、山佐嘉藏、同文助、植田廣助、同嘉六

伯州

多里紋兵衛、同彦助、同定兵衛、うど周助、阿毘縁為右衛門、法勝寺前田屋、新庄彦助、悦井谷由兵衛、大寺茂右衛門、奥谷龜右衛門

備後

高野山甚三郎、布輪四平、同与四郎、庄原権平、同波平、同玉平、小家ノ谷正藏、山ノ内本藏 由^(出)周平

11 ちらし配達先書上

ちらし配達

上久野和平、同文左衛門、大東まんち屋、東阿用幾右衛門、東阿用元右衛門、下分兼次、仁王寺虎之助、大ヶ谷庄助、近松万助、山形平次、佐世虎松、大谷廣助、山王寺九平

12 他国出牛馬御切手認方

市中他国出牛馬御切手認方

覚

特牛何疋 何郡何村何右衛門

女牛

但内女牛何疋子牽

右御役銀槌二受取申候間、御通可被成候、以上

年号支月 目代 誰判

与頭 誰判

所々

御番所

覚

馬何疋 何州何郡何村何右衛門

右老馬二付他国江壳払度申出候間、御通可被成候、以上

年号支月

目代 誰判

与頭 誰判

所々

御番所

市中之外平生牛馬他国出切手文言

但牛八文言市中同様

覚

何村誰

一何毛 駒 何疋 歳何程

駄馬

右八老馬二相成候而難持二付、無抛他国江壳払度旨申出候間、御改御通可被成候、以上

年号支月

目代 誰判

与頭 誰判

何村

御番所

右切手都而中折四ツ切二メ、豎紙二相認候事

切手錢疋二付三拾六文宛受取

拾弐文 目代へ取ル

内 但三部沓処

弐拾四文 市割二立戻候事

但三部弐処

ノ

13 鞭先取扱方

鞭先取扱方

一牛馬一疋二付壳買主方八拾文宛宿主へ受取、都合百六拾文之内四拾文宿主方目代へ引上ケ、此内三部沓処拾三文三步三厘目代へ取、残三部弐所弐拾六文六歩六厘市割引方二立戻候事、切手錢同様横田町振り合ヲ以

ノ

14 市中相場附文言

市中相場附文言

市相場

覚

一牛馬壳買正錢詰

一金子沓両二付 何錢

一銀子沓匆二付 何錢

一銀札沓匆二付 何錢

一鞭先沓疋二付 錢百六拾文

内 八拾文 売主方

八拾文 買主方

一御切手錢壹疋二付 錢三拾六文

一追返杭賃壹疋二付 錢貳拾文

一旅籠 錢

以上

右之通相究者也

支月

目代所

問屋中

此分目代手前二而中折丸紙二相認宿屋中江相渡、壹枚

二付紙代筆工とメ錢七文

宛目代へ受取候事

ハ

商人 市役取扱之事

15 牛馬代錢問屋より当分預り書文言

牛馬代錢問屋方当分預り書文言

覚

一錢 売主たれ

買主たれ

但何々何疋代

右預申候此手形二引替相渡可申候、以上

何屋 何右衛門

支月

何屋 何右衛門殿

一筆啓上仕候、暖氣相成候得共弥御勇健被成御座珍重奉存候、

先達而者暑中御太儀二〇越^{（申儀）}被下候所仕合奉存候、其節も御願

申上候通り、当秋市弥今月廿日方興行仕候間、不相交御来臨被

下、尚又御懇意之御方二御誘引御越し被下様奉願上候、右御願

為可申上如此御座候、恐惶謹言

八月七日

宿主之

何屋何右衛門

馬口勞人之

何屋何兵衛様

一筆啓上仕候、秋冷増長二御座候へ共、弥御勇健被成御座珍重

奉存候、然者先達而も申上候通り、当町江年中三度牛馬市御免

被仰付候二付、其節も御越し被下様御願申上候所、夏市二八御

越不被下残多被存、又々秋市当月廿日方相立申上候間、此度者

何卒御越被下様、呉々も奉願上候、左候ハ、何角御相談被下度

儀も御座候間、御懇意之御方二御誘引御入来被下様奉頼上候、

右御願申上度、如此二御座候、恐惶謹言

十月八日

亀嵩

清左衛門

丈助

馬口勞人之何屋何衛門殿

16 牛馬市市日變更願書写

御願申上御事

龜嵩町難渋二付牛馬市御願申上候処、御試とメ去丑方五ヶ年之間御免被仰付、一統潤二相成難有仕合二奉存候、然処夏市ハ半夏生方十五日下り之日方日数五日之間御免被仰付置候処、多分土用二相懸り絶炎天之砌二而、遠方方牽込候牛馬往来甚難渋いたし、馬口勞とも罷出候儀も相厭之由、猶又近村方牽出し候牛馬二而も市中二繫候事故、日中杯ハ別而相凌兼候趣、売買いたし度牛馬も弱き分ハ得牽出不申、彼是牛馬入込兼候趣二御座候、右二付而ハ今少し日取前へ寄セ相立候ハ、市も繁栄可相成旨一統類も願出申上候、依之恐多御願二奉存候得共、半夏生方十五日下り之市日相止メ、五月之中ヲ初日二メ日数五日之間市日御免被為仰付被下候様奉願上候、其外八月十月両市之トハ時分柄万々恰好宜敷奉存候間、是迄之通御免被為仰付被下候様、此段宜敷御願被仰上急々御許容被為仰付被下候様奉御願候、以上
天保十三寅三月

年寄 茂兵衛

目代 定太郎事長兵衛

下郡 健四郎殿

与頭 清左衛門殿

〔付紙〕

此所二而、右市日取願通御許容被仰付候御紙上写し並卯年閏月二付冬市取越相立度願御聞届御紙上写し見せんさく、此所二認

置候事、御文通類諸御書物扣見合候ハ、相訳り可申候

17 牛馬市年限満につき追願書控写

弘化二巳年牛馬市年限満二付追願之控

御願申上御事

仁多郡龜嵩町之儀者郡内二而も極片隅故、旅人通行通拔之荷物等乏敷、勿論引受之郷内申候而ハ中湯野久比須西湯野梅木原四ヶ村之外無御座、万々不弁利渡世難渋之所柄二付、古来ハ牛馬市御免被為仰付被下悉繁栄仕、町中一統相応之営仕居候由二御座候処、如何様之訳二而歟小鞭先面判銀六匁宛八年々龜嵩町小物成二詰上納仕候得とも、牛馬市者中絶罷在申上候、尤御儀中広瀬御領西比田町近所二金屋子神社在之、毎年十月初子ノ日祭礼二而同日方日数十日位之間程同町二古手市相立悉繁栄仕候二付、当町方も御願申上^九十八^十九年以前宝曆七丑年御聞届被為仰付、初子市と号し右同様之市相立御国内ハ勿論他国他領商人も多く入込余ほと賑々敷相立申上候処、無間も七十二年以前安永四未年方五十七^八年以前寛政元酉年迄十五年之間二町中三度之火災二付而、一統困窮仕既二市も断絶可仕候ハ、不被為御捨置不輕 御恵を以御拝借米等日為仰付、尚又数々 御憐愍之御仕向被下市も相統仕有かたく仕合二奉存候、然処四十年計已前方他国他領商人參入御差留被為仰付候方追々不景氣二相成、既二退転同様之成行二陥、夫二引替廣瀬御領西比田町之古手市者弥増盛二相成、其上二十八^九年以前方牛馬市も相立、当時二而ハ両市共余分と繁栄仕候処、同所とハ纔道法寺里計相隔居候場所二而、平日之諸商ひ等迄も自然当町之衰二相成、宿々難渋仕候二付、

町中一統ト心得二而万々取縮、尚又増稼等二心を掛候へ共、元来不弁利之所柄ゆへ力差儀も無御座一統相歎居候折柄、葛布仕出候へハ相応之利潤二も可相成旨、御内々御論被下置、一統競立仕出仕候所、不馴之訳故引合不申、其上捌手彼是其もの二も町中借錢被成大二当候央、去ル申年不図凶作二付而、以下人別者最早当然凌かたく様罷成、無抛小売米下直二メ売渡出候処、其間損償遣候様之尽分とても無御座借錢弥増必至之難洪二陥、無抛不奉顧恐^ヒ本年以前子年右之趣御歎申上候処、類外之御恵を以去ル丑^去方^去已迄五ヶ年之間御試として牛馬市御免被為仰付、尚又右葛布養米代間損も其俣二在之候而ハ、たとい牛馬市御免被為仰付候而急速二其煩相逢候御見込ミ無御座旨二而、御伺申上錢四百貫文郡御備錢利錢之内ヲ以御償様二被為成下、御仕向之程冥加至極重々難在仕合二奉存候、仍之御論二随ひ牛馬市中者諸色も一入下直にして万々丁寧取扱仕候二付、殊之外賑々敷相立、就而ハ以下人別迄も似合相応小商ひ或者牛馬之飼葉等を仕出向々之儲出来、當時之趣二而ハ一統相統之道相立可申与千萬難有仕合二奉存候、扱又市日取も外類市之間合二仕、惣方差障二も相成不申趣二御座候得ハ、乍此上格別之御恵ヲ以引統^当来午^方牛馬市往々御免被為仰付被下候様偏二奉仰願候、左候得者今暫之中牛馬市中鞭先並切手錢兩様之分人別地錢町割等之引方二いたし遣候儀相止メ、夫を楯錢として毎年出目錢差引書差出錢四百貫文相詰候ハ、右葛布養米代間損御償被下候分返上仕乍聊も奉報御恩度、勿論御恵二付而弥町中成立之道二も基候様可罷成与往々難有仕合奉存候間、此段幾重二も宜敷御願被仰上可被下候、以上

弘化三年 月

龜嵩町 人別惣代

与三右衛門

幾之助

其平

与頭 助十

同 清助

年寄 茂兵衛

目代 長兵衛

下郡 健四郎殿

与頭 清左衛門殿

18 郡銀入戻しの文言につき

一筆致啓上候、龜嵩町牛馬市追年数願被差出見合候処、郡銀入戻し之儀文面有之此間御出府之節御咄申候通、右ハ御払切二相成居候儀、當時之上二而万々備も相立不申候由二入戻之儀仰々敷申立候而者差障之儀有之候間、郡銀之儀者相除追年限之儀計願書御差出候様御取計可被成候、尤郡銀入戻之儀ハ皆様方^方被仰談候訳も有之候得者、下二而者諸相立備置入戻被成候場二至り其事申出候様相成度奉尋候、仍願書其俣御返し申候間、早々相認直し御差出可被成候、此段為可得其意如此御座候、以上

午 正月十七日

新宮覚三郎

三浦源助

山根泉蔵

赤城丈蔵

下郡 健四郎様
与頭 清左衛門様

19 馬口旁中へ頼状文言

一筆啓上仕候、梅雨之節二御座候処、各様御揃愈御勇健可被成御座珍喜之至奉賀候、然者五月中市之儀近年兎角日延二相成外市江差合都合不宜二付、改而当年方中ノ日を始として例之通五日之間市相立度奉存候間、被仰合賑々敷御入来被下度奉伝上候、又御懇意之御方々江宜敷御伝声御誘引被下候様奉頼上候、恐惶謹言

五月廿四日

龜嵩町 問屋中
馬口旁中 ア

20 牛馬市御免申渡書

龜嵩町牛馬市年限明二相成、往々御免可下度旨委曲願出候趣申達候処、尚亥方卯迄五ヶ年之間是迄之通御聞届之旨二候条、此段可申渡候、以上

三月九日

園山惣七
下郡 健四郎殿
与頭 作兵衛殿

右之通被仰渡候間、被得其意片時も早々可申渡可有之候、以上
嘉永四亥 三月十三日

目代 与頭 作兵衛 (花押)
年寄 与三右衛門殿
茂兵衛殿

書評

若槻真治著 『海軍航空基地の形成と崩壊 横須賀から大社まで』

出原 恵 三

本書は島根県出雲市に所在する海軍大社基地跡の保存への取り組みの中で編まれた一書である。周知のようにアジア太平洋戦争は「航空機の戦争」であり、「制空権」の確保の如何が戦局を決定付けた。一機でも多くの航空機を生産し一日でも早く戦場に送ることが求められたが、ガダルカナル島の争奪戦など太平洋の島々での戦闘は全て航空基地の設営戦、争奪戦であったと言っても過言ではない。航空基地は航空機を発着させるだけではなく補給、整備などの諸機能を擁し「航空機の戦争」を支える最大のインフラであり、戦争遂行の絶対条件であった。航空機は時代を追って急速に進化を遂げ、それとともに航空基地も変化した。戦争の拡大によってその数を飛躍的に増大し、戦局の推移は航空基地形態に大きな変化を生じさせた。広大な敷地を要したことから地域社会に多大は影響を与え景観も一変させたのである。

著者は、「海軍航空基地の歴史は、航空機が十五年戦争の間に主力に躍り出て、最有力兵器となり、そして、壊滅した歴史である。」とし「これまで論じられることの少なかった、海軍航空基地が生まれ、変遷し、壊滅する過程、つまり海軍航空基

地の形成と崩壊の歴史を『航空基地の戦争』と捉え、一五年戦争の実態を見ようとするものである。」とその目的を述べている。空中写真、図面を多用し解説を加え、その特徴や変遷を視覚で追うことも可能とする。本書は海軍航空基地の変遷を示した航空基地集成とその編年を示した一書として捉えることもできよう。

本書は、以下に示した五つの章と補論で構成されている。

第1章	航空基地研究の現状と課題	13頁
第2章	海軍航空基地の増加とその背景	25頁
第3章	海軍航空基地建設の概観	73頁
第4章	海軍航空基地が変遷する諸要因	35頁
第5章	まとめ 海軍航空基地の変遷	43頁
補論	大社基地と大社基地遺跡群	45頁

第1章では、十五年戦争を考える上で、特に日中戦争からアジア太平洋戦争について「航空機の戦争」の解明を進めるためには「航空基地」の研究が不可欠であったが、これまでまともな研究対象にならず、その存在すら後景に押しやられてきたこ

と、特に文献史学では、戦争についての研究は膨大な蓄積があるが航空基地を対象とした事例は自治体史など個別的なものに限られ、基地の全体像を対象としたものは皆無であった実態を指摘する。

基地研究は考古学研究者によって先鞭がつけられ、発掘調査を通して得られる知見、航空機の発達と航空基地形態の変化など歴史資料としての有効性が明らかにされてきたことを挙げる。しかしながら調査研究の事例は僅少であり、埋蔵文化財行政における近・現代遺跡の位置付けの曖昧さにも起因して全体像を把握するような段階には達していないこと、したがって「総体として、航空基地の箇所数や歴史的経過や形態などの基礎的なことが未解明」で、「軍事国家建設に果たした航空基地の役割が体系的に解明され」ていないことなど航空基地研究の不十分さをあげる。

著者は航空基地研究を進める上で五つの課題を示す。第一に航空基地建設に関する残存資料の把握、第二に国民・地域と航空基地の動向、第三に航空機と国民・地域住民との心理的結びつき、第四に航空基地建設と軍事戦略の限界と欠陥、第五に用語・概念の共有化である。

第2章からが本論で、航空基地が航空兵力（航空隊）とともに一九一二年の航空基地誕生から満州事変、日中戦争、アジア太平洋戦争へとどのように拡大・増加し、崩壊していったのか、関係資料を駆使して、(1)海軍の軍備増強政策と航空兵力の拡大、(2)予科練と練習航空隊、(3)基地航空隊の編成、(4)海軍航空基地の総数の視点から叙述している。

(1)では海軍の航空兵力の増強計画である第1～3次補充計画（①～③計画）、第4～6次充実計画（④～⑥計画）の内容と変遷を示した。①計画（一九三一年成立）では航空隊が九隊、②計画（一九三四年成立）で一三隊に、③計画（一九三七年成立）で二五隊に、④計画（一九三九年成立）で四三隊に、⑤計画（一九三九年検討開始）では④計画をさらに倍する計画、⑥計画案ではさらに倍加させる計画であった。日中戦争の拡大とアメリカの数次にわたる軍拡に対抗するために際限のない軍拡競争に陥り、④計画実施中に日中戦争は泥沼化し、⑤計画以降は国力から見て現実不可能な空論的増強計画であったが一九四一年一月アジア太平洋戦争に突入していったと指摘する。

(2)では航空兵力の拡大は、当然のことながら操縦・偵察搭乗員、整備などの航空要員の養成を伴う。特に搭乗員の主体を占めた予科練習生の採用と練習航空隊の推移を①～⑤計画に沿って示している。予科練は一九三〇年に七九名が採用され三六年までは百～二百人台を推移していたが、日中戦争が始まった三七年には四六八人、四一年に六四六一人と拡大の一途を辿り、四四年には一万七一五六人と激増している。練習生の増加とともに教育のための航空隊や分遣隊が各地に設けられ一九四三年以降急速にその数が増加するが施設が間に合わず、宗教施設、工場跡などを転用して用いられたことなどを述べられている。搭乗員では下級指揮官養成の飛行予備学生制度があったが、それに触ればなお当時の状況を理解することが出来る。

(3)では日中戦争前後から航空隊の開隊が増加、アジア太平洋戦争開戦を経て戦況の悪化とともに増加する様相が示された。

(4)では国内外の航空基地数を示した。著者は最も資料価値が高いとされる『大東亜戦争時における航空基地一覧表』掲載の二〇三箇所を北海道、青森を加えて約二二〇箇所と推定、牧場などと呼ばれた簡易飛行場を除くと水陸合わせて約一四〇箇所が存在した。海軍の航空基地は一九一二年の横須賀から一九三一年に七箇所、アジア太平洋戦争までに四〇箇所、敗戦時二二〇箇所、開戦後四年に満たない期間に五倍となったことを指摘する。

国外の航空基地については正確な把握は困難としながらも建設状況について提示した。まず植民地・占領地で、一九三六年無条約時代に入り委任統治下にあった南洋諸島で、日中戦争以降は中国大陸各地で、アジア太平洋戦争開始以降は東南アジア、南太平洋の島嶼で次々と設営を開始した。朝鮮、台湾、関東州などを加えると二百箇所を超えたとし「航空基地の戦争」であったことを示している。続いて航空基地の建設を進める設営隊に言及し、最終的に二百隊、十万余人の規模をであったこと、その変遷も開戦から一九四三年までは全て国外に派遣、四四年には内外が同数に、四五年には九割以上が国内基地建設に関わっている。戦局の推移が基地建設に投影されていることが判る。

第3章の「海軍航空基地建設の概要」には最多の紙幅を割いており第5章とともに著者が最も力を入れたところで、航空基地集成として捉えることができよう。八一箇所の航空基地と四箇所の簡易飛行場を主に三〇葉の写真（敗戦直後の米軍写真）を用いて滑走路、庁舎など主要施設を明示し解説を加えている。航空基地の設計、用地買収、着工・竣工など建設の実態を示す

資料の欠を自治体史や住民の記録などに依拠し滑走路、格納庫、兵舎・庁舎などの位置関係を明示、特に基地の平面プランに注目し施設概要とその変遷を示した。

一九一二年の成立から敗戦までの航空基地を、(1)一九一〇年代、(2)満州事変、(3)満州事変、(4)アジア太平洋戦争開戦、(5)一九四二年と一九四三年、(6)一九四四年、(7)一九四五年に区分し、国内八二の航空基地を取上げ検討している。さらに(8)として本土周辺の離島の航空基地をあげている。

(1)海軍航空基地の嚆矢である横須賀はじめ佐世保、霞ヶ浦など七基地が該当する。航空機の主任務が偵察など補助戦力に止まっていた時代で、陸上基地よりも水上基地が多く複葉機が主流でそれを反映して基地の平面プランも四角形に近い。

(2)①③計画がほぼ完了、④計画実行中の時期に該当する。基地の総数が大幅に増加、特に陸上基地が二四箇所、水上基地が十六箇所開隊している。この時期は用地取得直後、或いは同時に工事が始まるなどかなり強引な取得が各地で行われるようになり、基地の工事中に航空隊が開隊する例もある。開戦直前には基地に隣接して航空工廠、民間の航空機工場が建てられるなど大規模化が進むが、基地平面プランは基本的に四角形である。

(3)新たに一九箇所の基地が開隊する。一九四〇年、四一年に共用開始の基地が各五箇所であるのと比べて倍加し、一九箇所のうちが七基地は工事中の開隊であるなど戦局の激化を反映している。松島、三沢、豊橋など基地の平面プランに八角形プランが見られるのも特徴である。

(4)本格的な航空基地が最も多く共用された時期で、その背景には悪化の一途を辿る戦局の中で搭乗員の急速・大量養成のための訓練基地があった。当該期は工事中の開隊が多く見られる。滑走路と庁舎などの分離、基地プランの曖昧なものが現れ始めるのも特徴であり航空基地建設の大きな転換点であると指摘する。

(5)では十一箇所の航空基地と四箇所の簡易飛行場（「牧場」）が示されている。当該期は「本土決戦」のため、特攻機を送り出すための基地である。空襲の被害を最小限に防ぐために基地機能としては不合理な各施設の「分散」「秘匿」化が図られた。ウロコ状や迷路状の誘導路を作り滑走路から遠くに分散させて飛行機を置いたことなどから基地の平面プランが消滅した。従来にも増して突貫工事、住民はもちろん児童までも動員した建設が進められ工事途中で敗戦を迎えた。

(6)小笠原諸島やマリアナ諸島、カロリン諸島での基地建設は注視すべきであろう。国連脱退以降、まず「農漁業用干場」「試験農場」などと称して滑走路建設を進め、これに米国が警戒しグアム島、ミッドウェー島の軍事力を強化する。無条約時代に入ると父島に基地航空隊を配備、ついでサイパン、テニアン、トラックなど島嶼部に航空基地建設を進めるなど「アジア・太平洋戦争開戦を避けがたいものにした軍拡の応酬であった」との指摘は教訓的である。

第4章で著者は「なぜ航空基地はその姿を変えたのか」、「変遷の実態と変遷する要因を究明すること、悲惨な結果に終わった一五年戦争の歴史をいつそう明らかにできるのではないか」

と設問し、その要因を「航空技術の変化」と「戦局の変化」の側面から述べる。

前者については(1)航空機の変化と滑走路の変遷、後者については(2)航空基地の施設設備の変化、(3)航空基地の「分散」「秘匿」の実施としてその実態を示した。(1)は、一九二〇年代までは小型・軽量で布張の複葉機の段階であり、離着陸の方向は風向きによって変わることから明確な滑走路を必要とせず全面芝張りの方形プランの飛行場が適していた。ところが航空技術の進歩、軍事的要求の高まりのなかで、高速化、大型化、重量化、航続距離の延伸が求められるようになった。日本の場合は南洋諸島をカバーする必要から航続距離が最優先課題として求められ、その結果登場したのが、一九三六年制式採用の九六式陸上攻撃機で、当時世界最長の航続距離を持つものであった。同機の登場によって日本の航空基地から中国大陸に向けてのいわゆる渡洋爆撃が可能となり、島嶼部に基地をつくれば広大な制空・制海権を確保することが可能なる。さらに高性能な一式陸上攻撃機の登場、これらの攻撃機と共に行動できる戦闘機「零戦」の出現は、「航空機の戦争」の開幕を告げるものであった。航空基地の軍事上の価値を劇的に増大させ、基地のありようも大きく変化した。長大な滑走路を必要とし、多くの爆弾や魚雷を搭載することから整備・貯蔵など関連施設が立ち並ぶなど、それまでの基地形態を一変させたのである。

(2)は、空襲の激化により航空基地が「一体型」から「分散型」へと転換したことを航空基地の図面を用いて示した。本来航空基地では庁舎、兵舎、燃料庫、格納庫など関連施設が飛行場と

一体となつて造営され合理的な運用がなされていたが、空襲被害を避けるために既存の航空基地では、諸施設の分散、掩体の構築が行われるなど基地景観が大きく変わった。まず南方の最前戦の航空基地で実施され、本土では一九四三年四月に佐世保鎮守府下の基地で分散化、掩体構築などの対策が取られ始めたが、全体的な取り組みとなるのは「本土決戦」が現実味を帯び始めた一九四四年後半以降からであった。対策が遅れた理由について「戦局の回復に対する希望的観測」や「攻撃本意の軍事体制」を指摘する。

(3)は一九四四年後半以降に開場した基地で、最初から「分散」「秘匿」を前提とした建設がなされている。山麓の近くに一本の滑走路を設け、山際から蛸足状にめぐらせた誘導路を繋ぎ山裾を切り込むなど自然地形を利用して掩体を構築、燃料庫、爆弾庫などの諸施設は隧道や地下壕内に設けられた。著者はその典拠として大社基地を挙げ「海軍が建設した最終段階の航空基地」として位置付ける。

第5章は第2〜4章での詳細な観察、分析をもとに特に平面プランを中心にして三五年間の基地変遷を第1期…揺籃期、第2期…確立期、第3期…拡大期、第4期…解体期の4時期に区分し、各時期の特徴を時代背景とともに提示し、さらに基地の立地や施設配置からA〜Dタイプに分類整理する。

第1期は、創設から一九三一年、十五年戦争の「戦前」期の二二年間とし、海軍航空基地の基礎をつくった時期とする。特徴として①「平時」に建設された航空基地、②水上基地、水陸両用の割合が高い、③水上機が主流、④飛行場に隣接して関連

施設を配置する一体型、⑤基地増加のスピードも緩やかで二二年間で建設した航空基地は七箇所(約〇・三ヶ所/年)。

第2期は一九三一〜一九四一年の約一一年間。満州事変から日中戦争期に該当し「海軍が航空機開発を行う上である種『理想的』な時代」、後半期には当時としては世界トップレベルの九六式陸攻、「零戦」を登場させ世界初の渡洋爆撃を行うなど航空機が戦力の表舞台に登場し戦略を規定する時代を迎え、航空基地も質量ともに飛躍を迎えた時期である。特徴として①戦時下であること、②第1期より格段に基地建設が進捗し、一一年間で約三十ヶ所、第1期の十倍のスピード(約二・七ヶ所/年)。③陸上基地が主体、④予科練生採用、練習航空隊が飛躍的に増加、⑤正方形プランの基地形態の増加、民間施設転用、⑥航空廠が基地に隣接設置、⑦基地関連施設は1期を踏襲し一体的に配置、飛行場は滑走帯タイプが多いが滑走路をコンクリート舗装する基地も出現する。

第3期は一九四一年〜四四年の約四年間で、アジア太平洋戦争開始によって戦域が一挙に拡大、東アジア各地に航空基地を増設し航空兵力を拡大した時期である。特徴として、①海軍軍備増強の到達点であり、航空基地数が飛躍的に増加、建設スピードは第1期の約五〇倍、第2期の約六倍(約一六ヶ所/年)、②基地は大型化、平面形は八角形プラン、その中に複数のコンクリート舗装滑走路が増加、③航空工廠と一体となる基地の増加、④民間飛行場の軍事転用の増加。⑤工事中での共用開始や当初計画と異なった用途での共用開始、さらに後半には掩体、誘導路建設など第4期への変化を示す現象が見られる。

著者は、この変化について航空戦力の弱体化、空襲被害防止のための「分散」「秘匿」を特徴とする新たな防空対策により従来の航空基地建設思想は変更を余儀なくされたとし、「近代日本の富国強兵政策がその裏付もないまま暴走し、戦局の悪化、労働力や資材の不足によって限界を迎えつつあった。基地は外部状況によるだけでなく、根底から瓦解しつつあった。」と指摘する。

第4期は一九四四年後半から敗戦までの約一年間、絶望的交戦期と言われる時期である。既存の航空基地では「分散」「秘匿」による基地景観の著しい変化が見られ、「本土決戦」用に新たに作られる基地は最初から「分散」「秘匿」を前提に建設された。特徴は①飛行場の平面プラン、区画がほとんど消失し滑走路が「裸」で存在、②基地が山や丘陵、河川の近くに立地、自然地形を利用して関連施設を「分散」「秘匿」、③掩体は無蓋か切り込み、④「牧場計画」と呼ばれる簡易飛行場を多く突貫工事で建設、などを挙げる。

著者は第1期から第4期へと変遷する航空基地の立地や施設配備によつてAとDの四つのタイプに類型化した。Aタイプは平地に立地、明確な区画を持ち、関連施設が飛行場に隣接する一体型。Bタイプは平地に立地し飛行場は滑走路を含むが、区画が不明瞭となる。庁舎・兵舎が飛行場と分離する。Cタイプは区画がさらに不明瞭となり、滑走路、庁舎、兵舎が分離する。Dタイプは平地ではなく丘陵や山地近くに立地、飛行場区画は完全に消滅するタイプで、大社基地にその典型が求める。Aタイプは航空基地が航空機の進化とともに合理性を追求して発展

を遂げる第1と3期まで、B・C・Dタイプは第4期の所産とする。これに加えて評者は、実際に使われることはなかったが、千葉県の下滝田や行川に残る「桜花」専用の基地跡をEタイプとして位置づけることも可能ではないかと考える。第4期の航空基地におけるBとD(E)タイプに「解体期の特徴が最後にまとめて現れる傾向を」看取することができよう。

補論は、著者が本書を刊行する契機となった大社基地遺跡群についての論考であるとともに研究の到達点を示すものである。6節からなり、1節ではこれまでの大社基地の研究史について基本文献である『いま甦る山陰海軍航空隊大社基地』（影山慶一著）、『川の中の飛行場』（榎原吉則 岡美智子著）、「斐川の海軍航空基地」『島根史学会会報』三八号（池橋達雄著）、「島根県における空襲とその時代2020」（高塚久司著）を紹介し、批判的に検証、分析している。特に特攻機「桜花」の配備有無の論争について、著者は『引渡目録』の性格やその記載などから配備を肯定する。巻末には多くの関連資料を記載している。

2節は大社基地建設の経過である。高塚氏の著書や『第三三八設営隊戦時日誌』をもとに建設経過を時系列でたどる。一九三九年に廃川となった河川敷が選ばれた理由や呼称が「新川基地」から「大社基地」に変わる経緯を示し、変更理由に「出雲大社」の神威に期待した可能性を示唆する。一九四五年三月十日に関係六村長に基地建設を告げるとほぼ同時に工事が始まり、三月一五日に第三三八設営隊本部が、同じ頃に実働部隊となった美保航空隊の予科練四〇〇〇人が到着、学童までも動員して

工事が開始され、五月十月から事務開始、六月には滑走路使用が始まっている。わずか三ヶ月余りという驚異的なスピードで建設し共用開始させた状況が述べられ、周辺の学校、寺社、民家は動員部隊の宿舎として提供を強いられたことについても触れられている。

3節は大社基地に進出した建設部隊、航空部隊、基地部隊、防空部隊、その他の部隊で陸軍部隊について述べられている。

このうち航空部隊では、第五航空艦隊所属の第七六二航空隊本部が大社基地に置かれ第五〇一飛行隊が展開し七月末には陸軍機も擁した西日本最大の拠点となり、爆撃機「銀河」の訓練が開始され、七月末、八月はじめには攻撃隊が出ている。基地部隊については実態が不明としながら、滑走路周辺に置かれた防空陣地について述べている。

4節では滑走路跡をはじめ、爆弾庫、魚雷庫などの横穴壕、掩体、誘導路、対空陣地跡、米艦上機による機銃掃射痕が残る新川鉄橋などの戦争遺跡について紹介する。航空基地として稀なほど遺構の残存状況が良好で第4期の航空基地としての特徴を典型的に伝えているとしている。遺跡保存への契機となった滑走路は、本来全長一七〇メートル、全幅一二〇メートル、そのうち一五〇×六〇メートルがコンクリート舗装されていた。整地後に厚さ五センチの赤土を敷き、その上に五×一メートルの型枠一八〇〇升を設け、厚さ一〇センチのコンクリートを打設する型枠工法が採用されていることを示した。極めて限定的な調査ではあるが、二〇二二年出雲市によって当該期の滑走路跡としては初めての発掘調査が行われ断面構造の観察が行

われている。

5節の「大社基地研究のこれから」では、まず①遺構の分布調査や文献資料調査、発掘調査、聞き取り調査をさらに進めるとともに、これまで蓄積されてきた調査成果の分析、②それらを融合・統合させて大社基地の全体像を明らかに、③他の航空基地との比較研究を進め、大社基地の特徴を明らかにするという三つの方向性が示され、そのために学際的研究調査体制を作ることの必要性を指摘する。

そして後半では大社基地のみならず戦争遺跡全般について、戦争遺跡を研究し保護することの現代的意義、戦後社会が戦争や戦争犠牲者とのように向き合ってきたのか、著者自身の考え方が述べられている。本書全体を通しての著者の結論として位置づけられよう。すなわち「戦争遺跡を保護する意義、遺跡保護を通して何を伝えるのか、そして何を目的として戦争遺跡を研究するのも問い続けなければならない課題だろう」とし、「戦争遺跡研究が終わらなければ戦争を総括できとは言えず、戦争が総括できなければ、戦争が終わったとも言えないのではないだろうか。」「戦争研究も戦争遺跡研究も不十分な中で、十五年戦争期の多くの戦争遺跡が放置され、消滅しつつある。それは戦後七八年間の日本社会の歩みを、ある種象徴している。見ないように、考えないようにしてきたのではないか。それでよいのだろうか。戦争や戦争遺跡について考えることをやめれば、つまり、戦争の歴史を忘れてしまえば、同じような戦争を繰り返し、新しい戦争遺跡をつくることになるかもしれない。改めて問い直す必要のある問題だと思う。」と述べる。

著者は、「大社基地研究のこれからを論じる上で、戦争犠牲者についてどう考えるのかも避けて通れない問題であろう。」として加害や歴史認識、戦後責任の問題にも言及する。大社基地は十五年戦争の最後の局面に登場した航空基地であるが、東アジアの人々に膨大な犠牲を強いた戦争に直結していることを指摘し、「戦後なかば公的な歴史認識」となっている「他国や他民族に犠牲に関する想像力や悔恨の欠如」に「違和感を覚える」とする。そして『戦争』を介して戦前と戦後を都合よく結びつけたために、戦後に本当に問うべきであった多くの大きな問題がこぼれ落ちてしまい、それとともに戦争遺跡は戦後との関わりを失い、忘れられていったように思えてならない。今後、大社基地を戦争遺跡として保護し続けるためには、大社基地研究の中で、戦争犠牲者に対する日本やわれわれ自身の責任を問いつけることなど、現代の歴史認識を明確にする作業を並行して行う必要があるのではないかと、そして主滑走路遺構の消失により「大社基地遺跡群の文化財的価値は大きく損傷」したが、「東アジアの人々をはじめとして、国内外に莫大な被害と損害をもたらしたこの戦争の結末が凝縮している。」とし戦争遺跡を東アジア近現代史の中に位置付けることの重要性を指摘する。

終わりに

本書は、冒頭述べたように大社基地跡の保存活動のなかで編まれた一書である。大社基地跡の保存問題、特に中心遺構である延長六〇〇メートルのコンクリート滑走路の保存問題が浮上

したのは二〇二一年春のことだった。それからわずか二年間余の短期間に膨大な資料、文献を渉猟され、上梓されたエネルギー、情熱には深く敬服の念を表したい。「航空基地研究を進めることによって、航空基地に刻まれた歴史を明らかにし、戦争遺跡としての重要性を主張できる」と述べているが、本書はまさにそれを実践し、同時に戦争遺跡の調査・研究、保存の重要性を広く知らしめ、新たな地平を開いた頗る刺激的な一書である。戦争遺跡保存に取り組み、遺跡と向き合うことでこれだけの著書が生まれることへの歓喜も禁じ得ない。

保存への熱心な取り組みにもかかわらず滑走路跡を失ったことは痛恨の極みである。本書によって失われたもの大きさに改めて気付かされた方は多いのではないかと。しかしながら周辺部にはその景観とともに関連遺構が数多く良好な状態で残存しており、文献資料も豊富で、先学による研究、聞き取り調査などの蓄積もあり、岩本崇氏によって新たな知見も得られている※。今後、戦争遺跡研究のモデルサイトとしての大きな可能性を期待したい。

全体像が描けていないのは航空基地だけでなく戦争遺跡全般について言えることであり、戦後歴史学の空白分と言っても過言ではなからう。まさに戦後八〇年、戦争とどう向き合ってきたのか問われるところである。本書はこの問題についても警鐘を鳴らす一書となろう。

※岩本崇「考古学から見たアジア・太平洋戦争末期の航空基地の特質」

『日本考古学』57号二〇二三年 日本考古学協会

二〇二四年二月発行 新泉社 四二〇〇円

島根史学会 投稿規程

一、本会会員は、会誌『島根史学会会報』（年一冊発行）に、論文・研究ノート・史料紹介・書評等を投稿することができます。

一、原稿投稿は、随時受け付けています。なお、投稿を希望される場合には、できるだけ事前に本会事務局へご一報ください。

一、会誌への掲載は、前年度末（三月末日）までに受理したもののなかから、幹事会の判断により行うことを原則とします。

一、投稿原稿は四〇〇字詰原稿用紙換算で、原則として五〇枚（仕上がり一五ページ）以内（図・表・註を含む）を目安とします。

一、ワープロ原稿での投稿に、ご協力をお願いします。ワープロ原稿で投稿される場合は、できるだけ、縦書き、二八字×二五行、二段組で作成していただき、使用ソフトを明記のうえ、データをお送り下さい。

一、掲載の採否については、事務局において判断し、できるだけすみやかにお知らせします。

一、『島根史学会会報』は、最新号を除き、島根大学附属図書館ホームページの「しまね地域資料リポジトリ」にて公表されます。投稿される場合には、その許諾を条件とします。

一、掲載原稿の転載にあたっては、必ず本会の承諾を得て下さい。一、本件について、ご不明な点があれば、事務局・編集担当までご連絡下さい。

【事務局・編集担当】

〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇

島根大学教育学部 長谷川博史

電話 (〇八五二) 一三二一六二八三

E-mail hasegawa@edu.shimane-u.ac.jp

編集後記

本号には、論文一編、史料紹介一編、書評一編を掲載しました。

大日方克己氏の論文は、二〇二三年一月一日開催の本大会にてご講演いただいたことを機に、ご寄稿をお願いしたものです。現代の山陰と北陸において、古代日本・渤海間交流に関して大きな認識の差異が生じた歴史的経緯について、近世・近代の地方史誌類から明らかにされた論稿です。

板垣貴志氏には、旧亀嵩村役場文書の近世亀嵩町牛馬市関係史料を紹介していただきました。中国山地各所で展開された近世牛馬市運営の実態については、確かな史料がほとんど残されておらず、きわめて貴重な史料と考えられます。

二〇二一年以来、本会は「島根考古学会」および「戦後史会議・松江」と連携し、「大社基地遺跡群」の保存・調査・研究活動を進めてきました。その活動に一貫して中心的な役割を果たしてこられたのが、『海軍航空基地の形成と崩壊』の著書若槻真治氏（戦後史会議・松江 代表）です。同遺跡のうち主滑走路跡の大部分が損なわれる結果となったことは、痛恨の極みですが、本書は戦争遺跡研究の意義と方向性を論じた道標の書ともいえるべきものです。戦争遺跡保存全国ネットワーク共同代表を務められている出原恵三氏に、二〇二四年の同書刊行と同時に書評の寄稿をお願いしましたところ、丁寧かつ明瞭に同書の価値をご紹介くださいました。心より、感謝申し上げます。

「島根史学会会報」第六三号 二〇二五年八月三〇日発行
編集・発行 島根史学会（会長・竹永三男）

〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇

島根大学法文学部歴史と考古教室気付
電話 (〇八五二) 三二一六一九一

振替口座
印刷

松江 〇一四七〇一〇一八九八四 島根史学会
南松本印刷
電話 (〇八五二) 五四一 二〇八